

はじめに

平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、豊島区においても、子ども・若者の課題への対応も含めた「豊島区子どもプラン」を平成27年3月に策定しました。その後、国において、平成28年2月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が制定され、困難を有する子供・若者について、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況となっていることが指摘されました。



そこで、区民に最も身近な自治体として、豊島区の将来を担う若者の育成に、これまで以上に積極的に取り組むべきだと考え、「豊島区子ども・若者計画」を策定いたしました。

この計画策定にあたっては、困難を有する若者へのヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査の結果は、大変貴重なデータであり、豊島区の計画の特徴として、今後の施策に十分に活かしていきたいと考えています。

豊島区は、女性にやさしいまちづくりを推進しており、女性だけでなく誰にも優しいまち、「わたしらしく、暮らせるまち。」を目指しております。ひきこもり、ニートなどの現象だけでなく、孤独感や生きにくさなどを抱えている様々な若者を社会が認めることで、一人一人の「自分らしさ」がハーモニーを奏で、それぞれが自分らしく輝けるような社会を彩っていくと信じています。

「豊島区子ども・若者計画」は、「子ども・若者の健やかな成長と自立を地域全体で支えるまちづくり」を基本理念としています。この計画を着実に実施し、常に見直しすることによって、すべての子どもや若者が、夢を持って、将来に向かって成長していけるものと確信していますので、区民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、この計画の策定に対してご尽力いただきました青少年問題協議会委員、専門委員の皆さま、そして、数々の貴重なご意見をお寄せいただいた多くの区民の皆さまに心より御礼申し上げます。

平成29年3月

豊島区長 高野之史

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画の対象	4
第2章 子ども・若者を取り巻く状況	5
1 子ども・若者施策の動向	6
(1) 国の動向	6
(2) 東京都の動向	8
(3) 豊島区の動向	8
2 子ども・若者を取り巻く状況	10
(1) 豊島区の現況	10
(2) 困難を有する若者へのヒアリング調査	23
第3章 施策の方向	33
1 計画の基本理念	34
2 計画の目標	35
3 施策の体系	37
4 施策推進の視点	38
5 計画の内容	39
目標Ⅰ 健やかな成長と自立に向けた支援	
① 日常生活の支援	39
② 職業的自立への支援	40
③ 社会的自立への支援	42
目標Ⅱ 困難を有する若者やその家族への支援	
① 困難な状況への支援	44
① 子ども・若者の貧困対策	44
② ニート、ひきこもりへの支援	48

③ 非行・犯罪に陥った若者への支援	50
④ 障害のある若者支援	52
⑤ 特に配慮が必要な若者支援	54
② 被害防止と保護	56
目標Ⅲ 社会全体で支えるための環境整備	
① 地域における支援	58
② 関係機関の連携強化	59
③ 相談体制の充実と情報発信	61

第4章 計画の推進に向けて

1 区民や地域団体等との協働の推進	66
2 関係機関との連携の強化	66
3 施策への子ども・若者の意見の反映	66
4 推進体制・計画の進行管理	66

資料編

1 委員名簿と審議経過	68
2 関係法令	71
3 語句説明	85

コラム

① 就業支援事業	41
② 若者支援事業『ブックカフェ』	43
③ 就労準備・社会参加支援事業	46
④ 就労意欲喚起事業	48
⑤ 更生保護サポートセンター	51
⑥ 障害のある若者の就労支援	53
⑦ 若年者の健康支援スペース「鬼子母神plus」、ゆりかご・としま事業	55
⑧ 自殺・うつ病の予防対策	57
⑨ としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	60
⑩ DV予防・相談	63

第1章

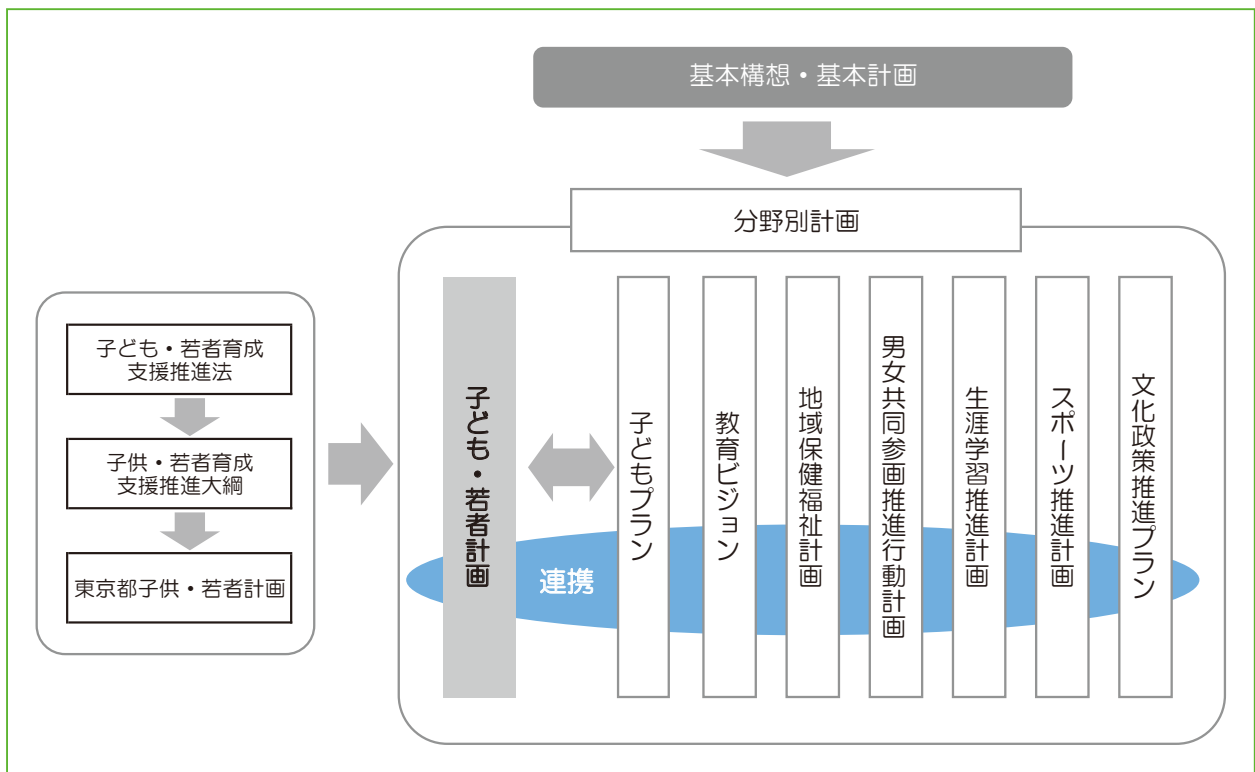
計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

- 豊島区では、子育て・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための指針として、平成17年に「豊島区子どもプラン―次世代育成支援行動計画―」、平成22年にはその継承計画となる「豊島区子どもプラン―次世代育成支援行動計画（後期計画）―」を策定し、区民ニーズを踏まえた各種の子育て・子育て支援施策の充実に向けた取組を進めてきました。
- しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じてきた様々な困難や新たな課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、若年無業者（ニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子ども・若者に関わる諸問題が深刻化しています。
- こうした状況の中で国においては、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。この法律は「子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が、我が国社会の発展の基礎をなすものである」ことに鑑み、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としています。
- 豊島区においても、平成27年3月で「豊島区子どもプラン―次世代育成支援行動計画（後期計画）―」の計画期間が終了することから、子ども・若者の課題への対応も含め、新たな「豊島区子どもプラン」を平成27年3月に策定しました。
- 国においては平成28年2月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」を制定し、社会的な生活を送る上で困難を有する子供・若者について、成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていること等を指摘しました。
- そこで、「豊島区子どもプラン」に含まれずサポート体制が不足している18歳以上の若者まで対象を拡大し、年齢階層で途切れることなく継続した支援、及び、様々な機関が連携してそれぞれの専門性を活かして支援を行うことができるような、縦横のネットワークを構築することを目指して、「豊島区子ども・若者計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、「豊島区子ども・若者計画」です。
- 18歳未満の一部の施策については、平成27年3月に策定した「豊島区子どもプラン」に含まれます。
- 上位計画である「豊島区基本計画」や「豊島区子どもプラン」などの関連する計画と連携、整合を図りながら、子ども・若者の育成支援を総合的に推進します。



3. 計画期間

○今回の子ども・若者計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成31（2019）年度までの3年間です。

○豊島区子どもプランの改定に合わせて、平成31年度に一体的に改定します。

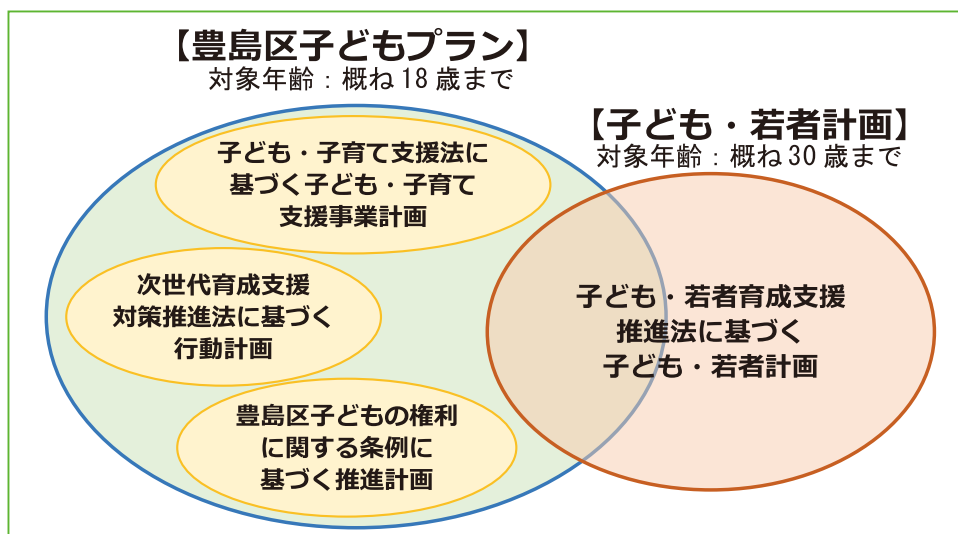
年度	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37
基本計画				基本計画（平成28～37年度）								
							見直し	基本計画（後期）				
子ども・若者計画	子どもプラン（平成27～31年度）											
				子ども・若者計画（平成29～31年度）			改定（一体化）	子どもプラン 子ども・若者計画				

4. 計画の対象

○計画の対象は、「子ども・若者育成支援推進法」や「東京都子供・若者計画」を勘案し、概ね30歳までとし、ひきこもりやフリーターなどの一部の施策は30代までとします。

○18歳までの施策は、平成27年3月に策定した「豊島区子どもプラン」に一部含まれているため、今回策定する計画は、主に18歳以上の若者に照準を当てるものとします。

○ただし、予防策などの「豊島区子どもプラン」に不足している施策については、18歳未満を対象とするものも、必要に応じて追加します。



第2章

子ども・若者を取り巻く状況

1. 子ども・若者施策の動向

(1) 国の動向

■青少年育成施策大綱の策定【平成20（2008）年12月】

- 2000年代後半、ニートやフリーターの数が続く高水準で推移し、子どもや若者の抱える様々な問題が相互に影響し合って複雑化していく危険性や経済的格差の拡大と世代にまたがる固定化を懸念する声が高まってきました。また、情報化の一段と急速な進展の結果、様々な情報の氾濫やその伝達手段の多様化が子どもに及ぼす影響を危惧する意見も多く聞かれるようになっていきました。
- こうした状況に対応し、すべての子どもや若者が健やかな成長を遂げていけるよう、内閣府特命担当大臣（青少年育成）と有識者との懇談や子どもからの意見募集を経て、平成20（2008）年12月に「青少年育成施策大綱」が策定されました。

■「子ども・若者育成支援推進法」の施行【平成22（2010）年4月】

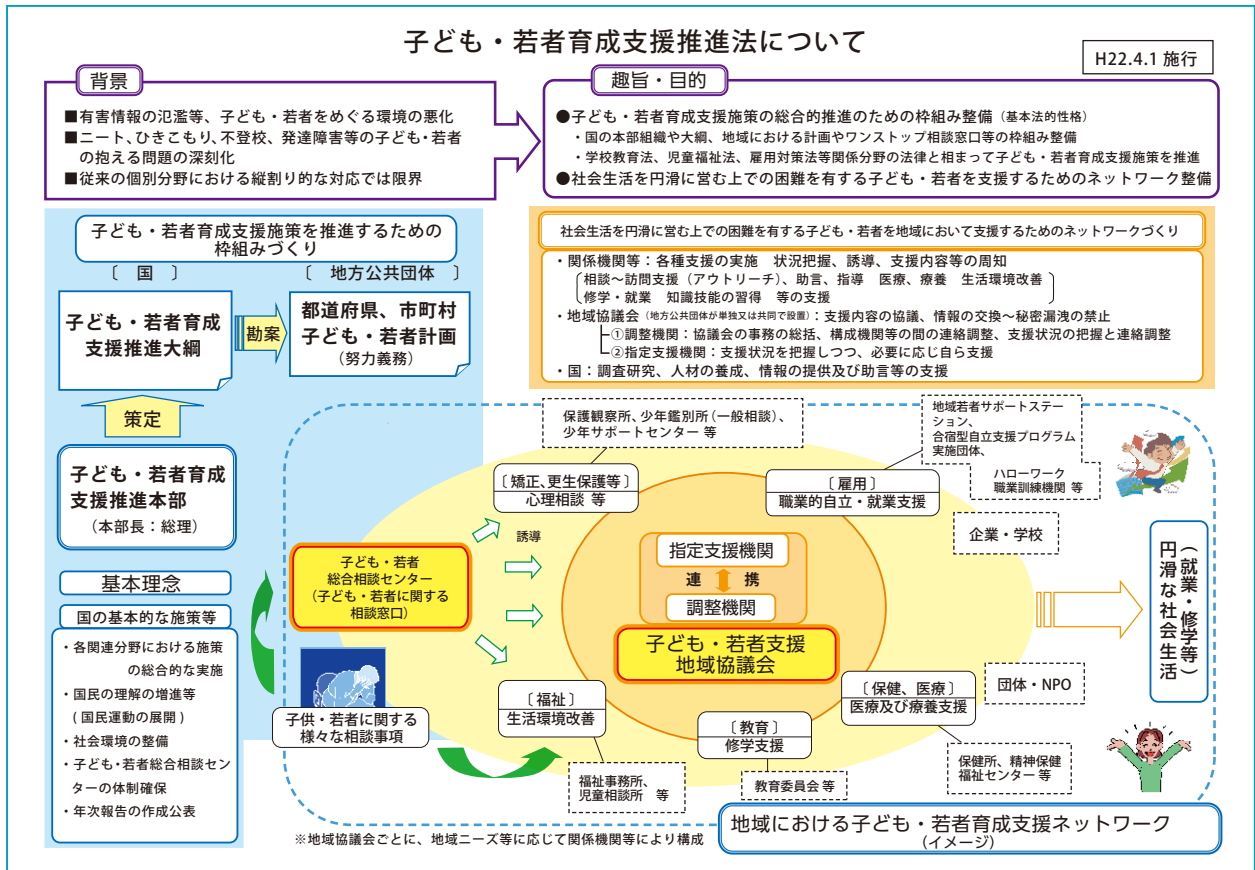
■「子ども・若者ビジョン」の策定【同年7月】

- 「青少年育成施策大綱」策定後も、ニートやひきこもりなど若者の自立を巡る問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子どもや若者を巡る状況は厳しい状態が続いていました。
- そこで、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があることから、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備して、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成22年7月、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

■新たな「子供・若者育成支援推進大綱」の策定【平成28（2016）年2月】

- 策定から5年が経過した「子ども・若者ビジョン」を見直す中で、社会的な生活を送る上で困難を有する子ども・若者について、成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていること等が指摘されました。
- これらの現状認識を踏まえ、平成28年2月9日、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が決定されました。新大綱では、〈1〉全ての子供・若者の健やかな育成、〈2〉困難を有する子供・若者やその家族の支援、〈3〉子供・若者の成長のための社会環境の整備、〈4〉子供・若者の成長を支える担い手の養成、〈5〉創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

《子ども・若者育成支援推進法の概要》



【出典：内閣府ホームページ】

■ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行【平成26（2014）年1月】

■ 「子供の貧困対策に関する大綱」の決定【平成26（2014）年8月】

○平成25年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成26年1月から施行されています。同法は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していこうとするものです。同法の規定に基づき、平成26年8月29日、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

■ 「生活困窮者自立支援法」の施行【平成27（2015）年4月】

○生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるため、平成27年4月から、生活困窮者の自立支援制度が始まりました。

■ 「児童福祉法」の改正【平成28（2016）年6月】

○全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるため、平成28年6月に児童福祉法が改正され、順次施行されています。

○完全施行となる平成29年4月には、特別区においても児童相談所の設置が可能となり、豊島区でも設置に向けた検討が始まりました。

(2) 東京都の動向

■東京都子供・若者支援協議会の設置【平成26年（2014）年3月】

○平成26年3月3日、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき「東京都子供・若者支援協議会」を設置しました。

■東京都子供・若者計画の策定【平成27年（2015）年8月】

○全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「東京都子供・若者計画」を平成27年8月に策定しました。

(3) 豊島区の動向

■次世代育成支援行動計画、子どもプランの推進

○豊島区では、平成17年、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「豊島区子どもプラン」（計画期間平成17～26年度）、平成22年にはその後期5年間の見直しを行い「豊島区子どもプラン（後期計画）」（計画期間22～26年度）を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

○平成27年3月の「豊島区子どもプラン（後期計画）」の改定に合わせ、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を包含する新たな「豊島区子どもプラン」を平成27年3月に策定しました。この計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画としても位置付けており、18歳未満の子ども自己形成・参加支援や困難を有する子どもやその家族への支援策も含んでいます。

■セーフコミュニティの推進

○セーフコミュニティとは、WHOが推奨する、安全・安心まちづくりの国際認証制度です。平成24年11月豊島区は、世界で296番目、日本で5番目、東京では初めて、この国際認証を取得しました。

○「けがや事故等は、偶然の結果ではなく、原因を究明することで必ず予防できる」という理念に基づき、「横断的な連携・協働」と「科学的手法の活用」により、安全・安心と健康の質を高めていく活動を推進しています。

○その推進体制として重点課題に対応した対策委員会が設けられています。子ども・若者に関しては、「児童虐待の防止」「自殺・うつ病の予防」「DVの防止」などが、重点課題として位置づけられています。

■消滅可能性都市から持続発展都市へ

○平成26年5月に日本創成会議より「消滅可能性都市」との指摘を受け、対策の第一の柱に「女性にやさしいまちづくり」を掲げ、子育て支援策はもとより、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の就労・起業支援、空き家等のリノベーションによる子育て世代向け住宅の確保など、女性の様々なライフスタイルを応援する施策を総合的・横断的に展開しています。

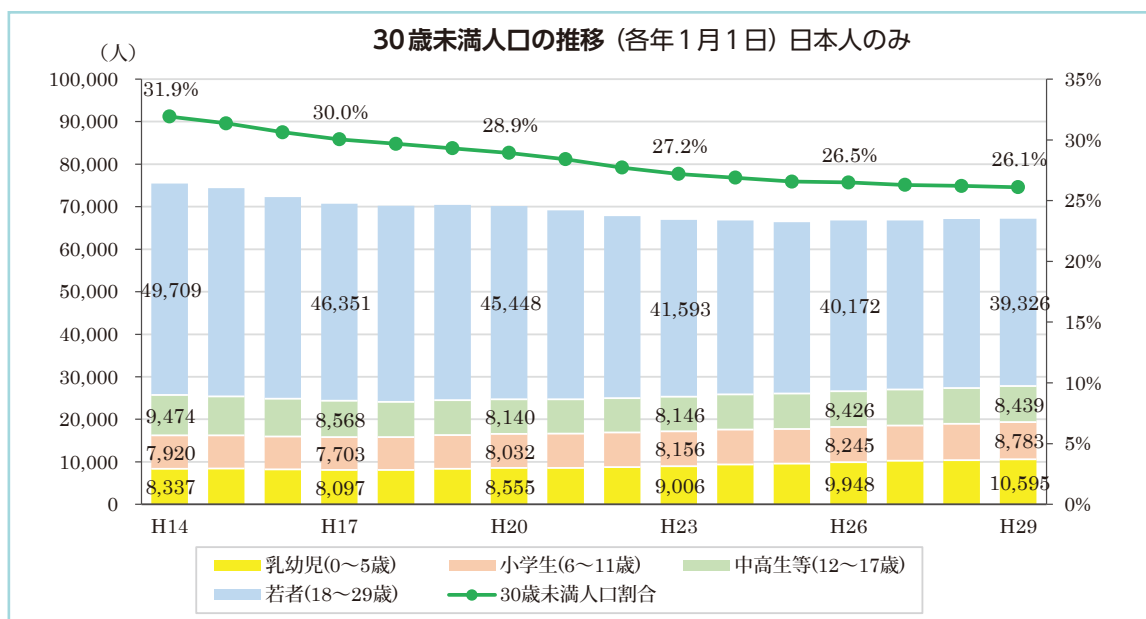
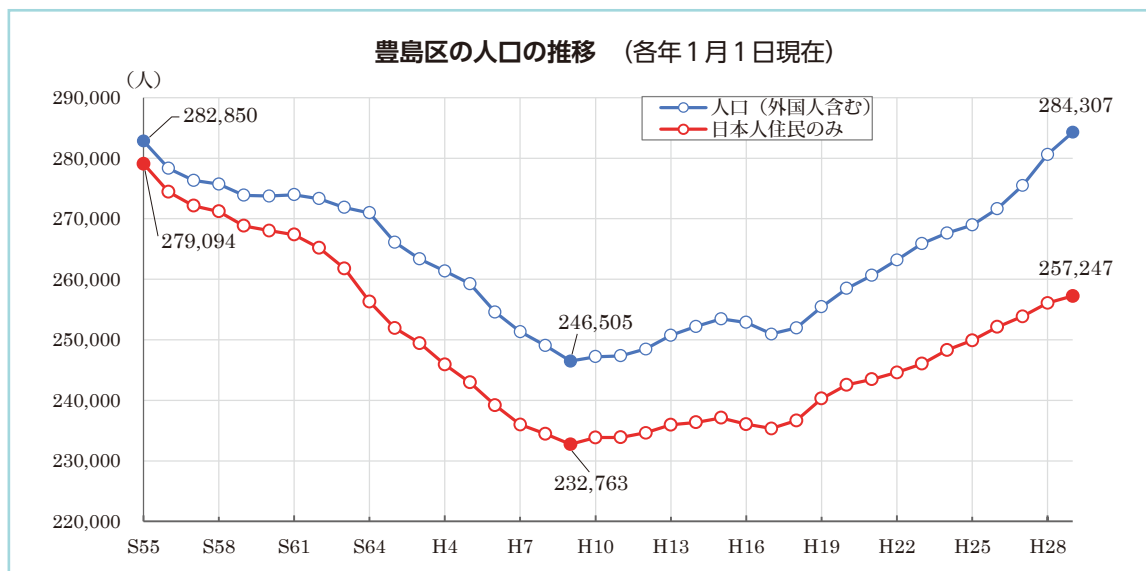
■子どもの未来応援会議の設置

- 平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、国内で平成24年に16.3%と、過去最悪になりました。特に現役世代の大人一人と子どもからなるひとり親世帯等の貧困率は50%を超え、先進国において最悪の水準にあります。豊島区においては、18歳未満の児童を養育するひとり親等に支給される児童扶養手当の受給者数は微増傾向にありましたが、平成27年度は微減しました。
- 子どもの貧困対策について、市内の調整を図るため、平成28年2月、「豊島区子どもの未来応援会議」を設置しました。平成28年8月には、子どもの生活実態調査を東京都に協力して行い、その結果を踏まえ今後の対策に取り組んでいきます。

2. 子ども・若者を取り巻く状況

(1) 豊島区の現況

① 若者人口の推移

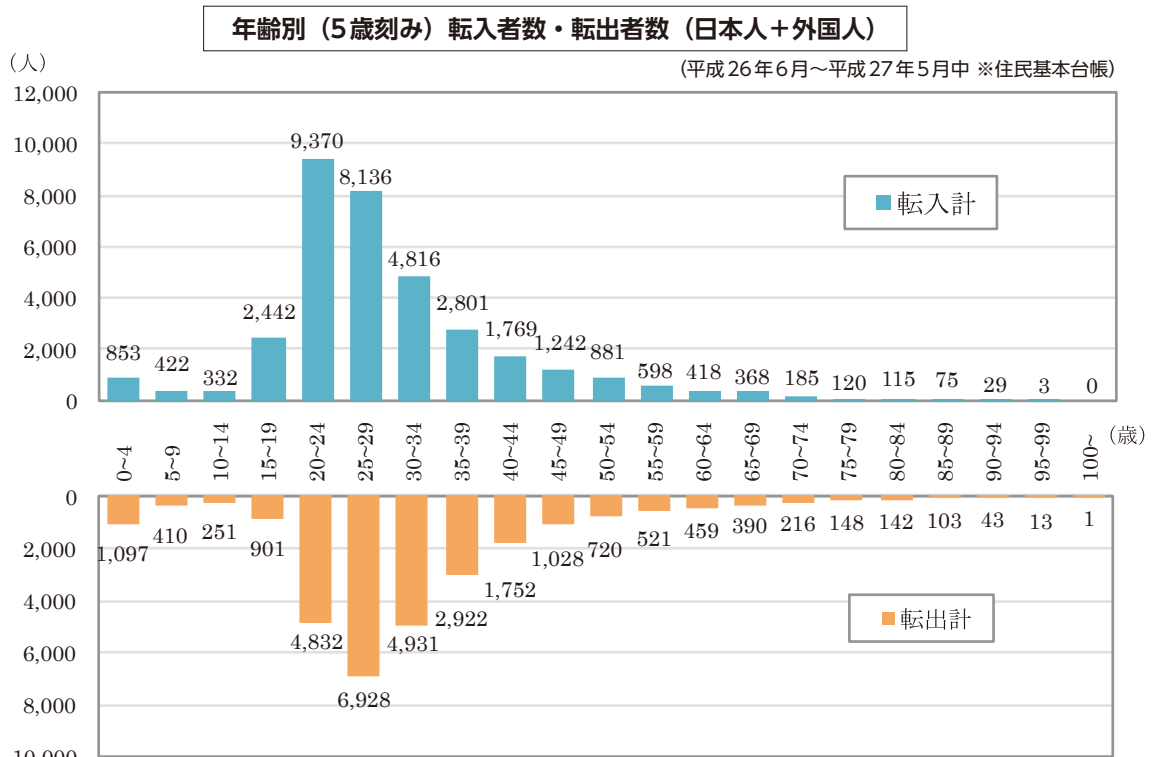


【出典：住民基本台帳 各年 1月 1日】

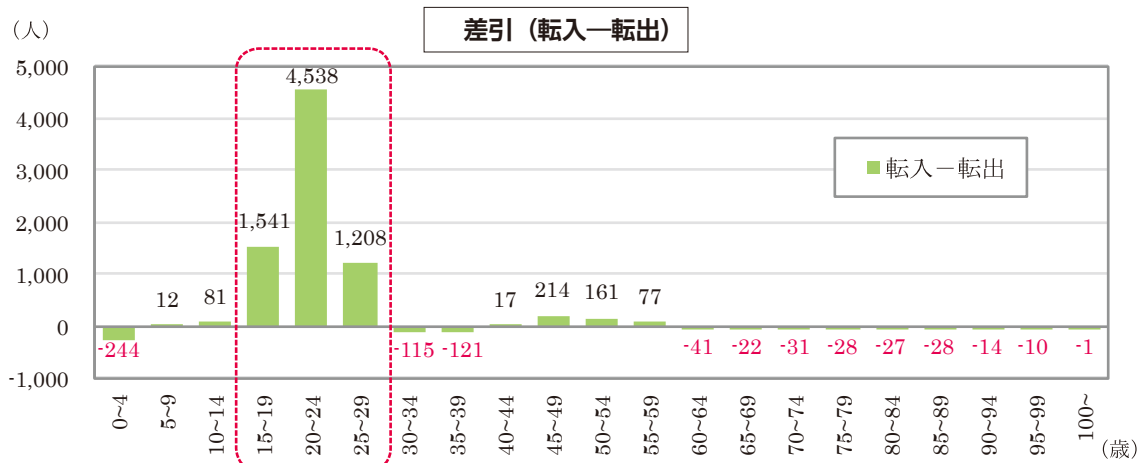
- 最も人口が多かったのは昭和39（1964）年の353,953人です。平成9（1997）年に246,505人まで落ち込みましたが、その後は増加に転じ、平成29（2017）年現在、284,307人となっています。
- 30歳未満人口（日本人のみ）は、中高生までの人口は、年齢が低い層から順次増加してきましたが、18歳から29歳までの人口は減少傾向にあります。
- 区全体の人口は増加していますが、30歳未満人口（日本人のみ）が占める割合は減少を続けています。

② 若者人口の現状分析（豊島区人口ビジョンより）

ア. 転入・転出の状況

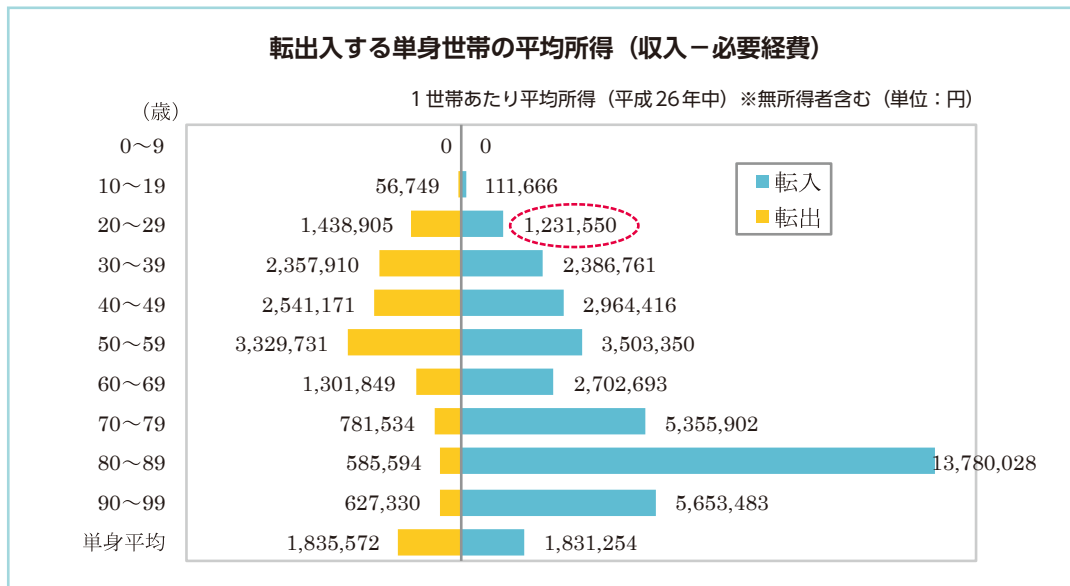


※都内転入出者数及び都外転入出者数に加えて、その他の増減（出国、入国並びに帰化、国籍離脱及び実態調査等職権による記載、消除及び補正による増減等）が含まれており、他の公表数値と異なることがある。



- 平成26年6月から平成27年5月までの1年間の5歳階級別の転入・転出状況を見ると、「20～24歳」「25～29歳」「30～34歳」の年齢層で転入・転出が多くなっています。
- この要因としては、進学・卒業に伴う移動や、結婚・出産に伴う移動などが考えられます。
- また、転入－転出がプラスになっている年齢層をみると、「20～24歳」「15～19歳」「25～29歳」が多くなっています。

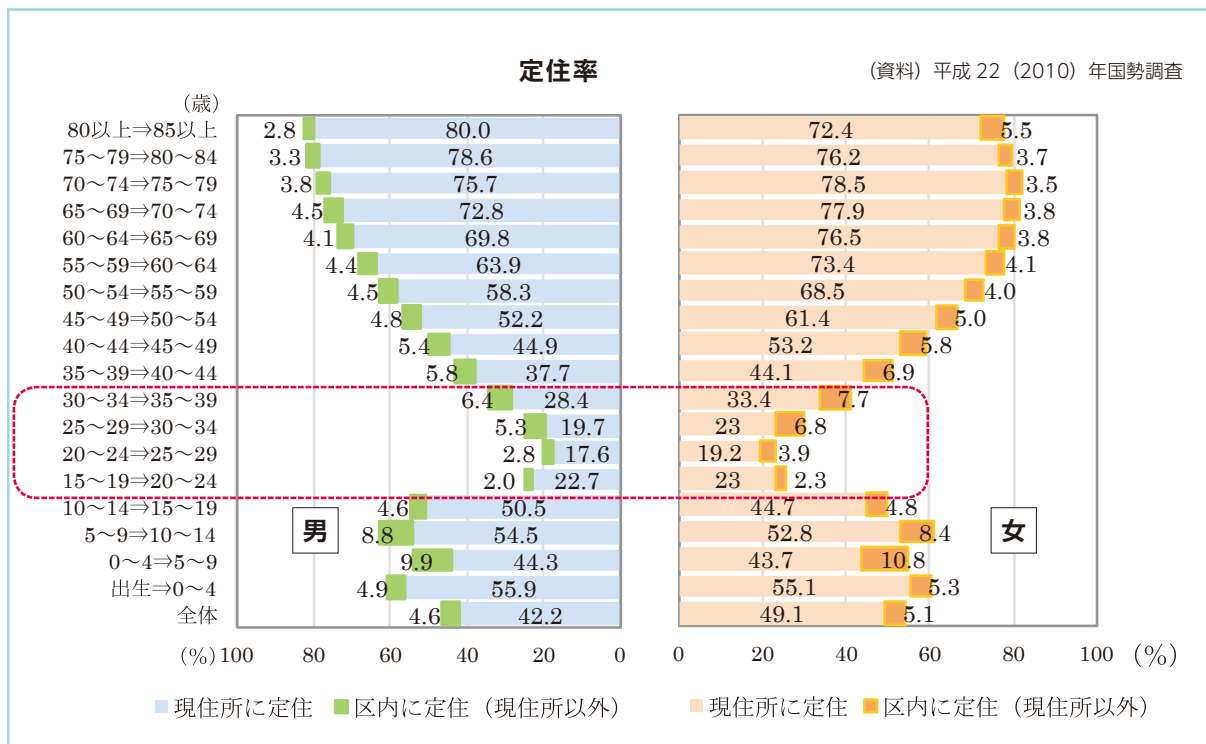
イ. 転出入する単身世帯の平均年収（収入－必要経費）



【出典：企画課 資料】

- 転入超過の大部分を占めている20代の平均所得は123万円と低く、収入ベースでは約240万円でした。学生が多いため、平均すると低くなっていると想定されます。

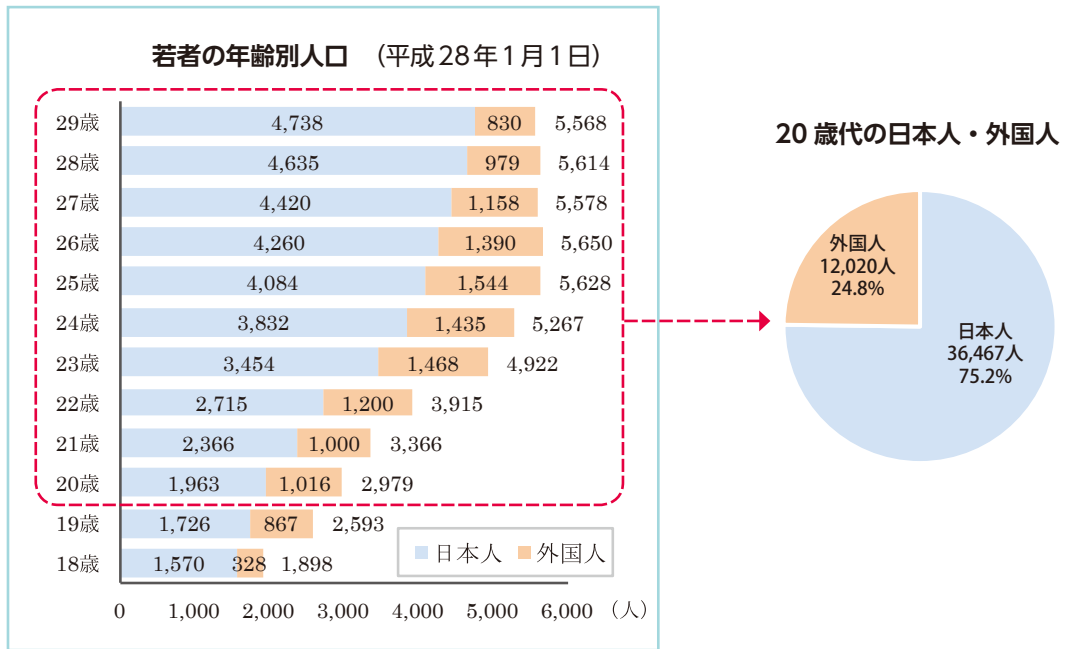
ウ. 定住率



【出典：豊島区人口ビジョン】

- 定住率（現住所に5年間居住している区民）は、男性42.2%、女性49.1%ですが、年齢別にみると、20～24歳→25～29歳の男女がともに定住率が最も低くなっています。

エ. 外国人人口

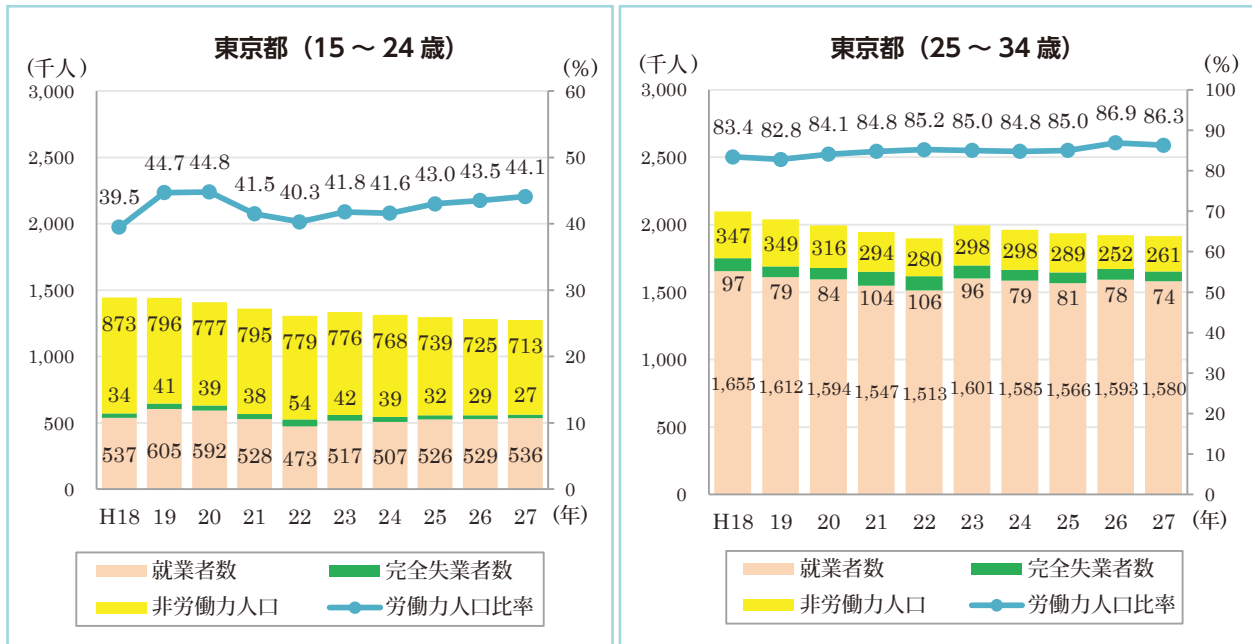


【出典：住民基本台帳】

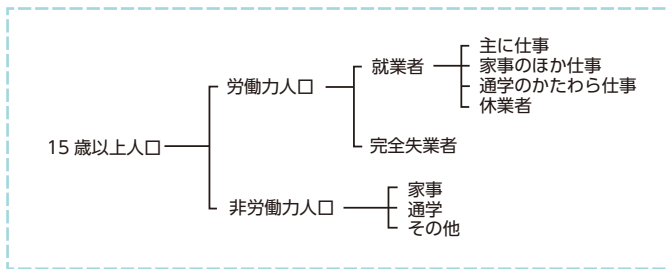
- 18歳～29歳までの各歳別の人口は、日本人は年齢が高いほど人数が多くなっています。
- この世代は外国人の割合が非常に高く、20歳代の4人に1人が外国人です。

③ 若者の就労の状況（東京都）

ア. 労働力人口の推移（東京都）

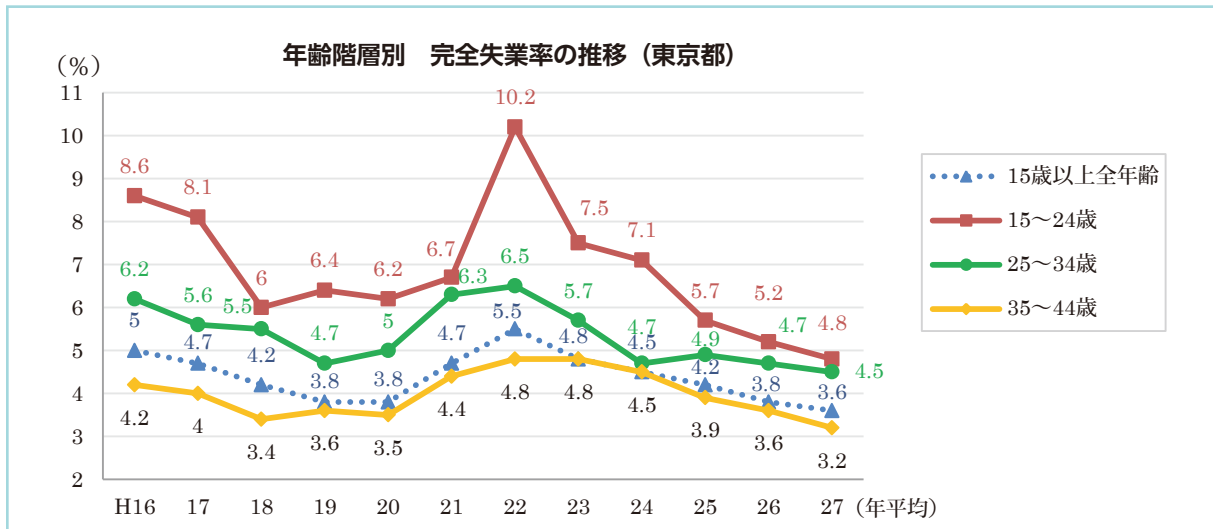


【出典：労働力調査】



●東京都の15歳～34歳の労働力人口は、平成22年までは減少していましたが、平成23年に増加に転じ、以降は横ばい状態です。

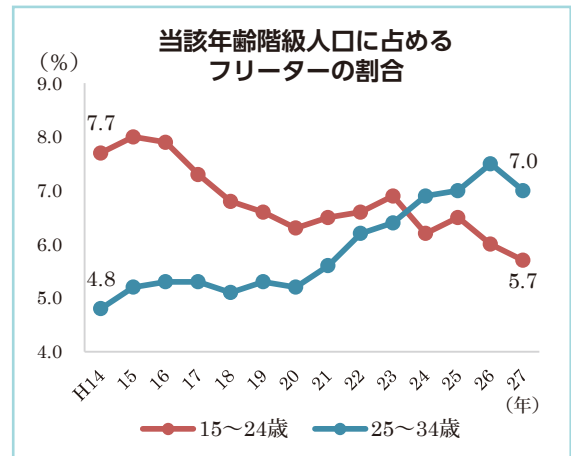
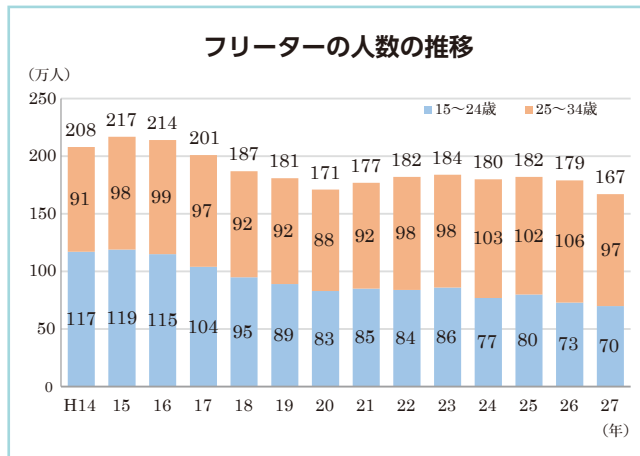
イ. 若年の失業率の推移（東京都）



【出典：労働力調査】

●完全失業率は、平成22年以降減少していますが、若年層の失業率は全年齢と比べて高い状態が続いています。

ウ. フリーターの状況（全国）



【出典：労働力調査】

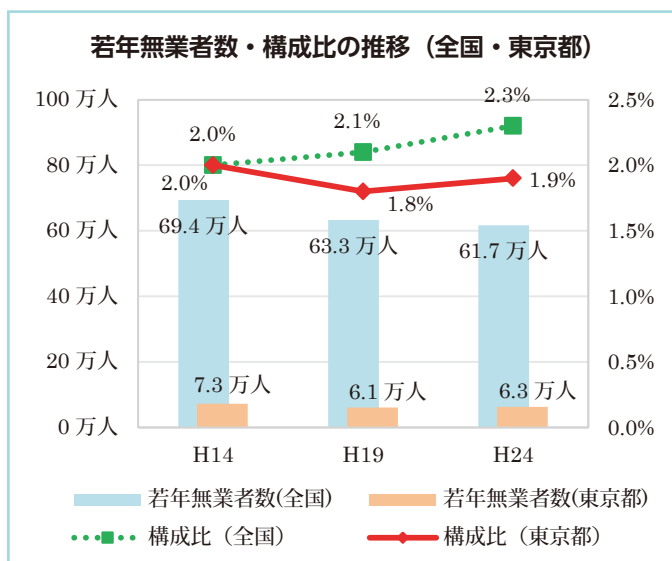
※フリーターとは

15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち

- ① 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」または「アルバイト」
- ② 完全失業者のうち、探している仕事の形態が「パート・アルバイト」
- ③ 非労働力人口のうち、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等をしていない

- 全国のフリーターの人数は、平成16年以降減少していたが、平成21年から増加に転じて横ばいの状態が続き、平成27年度は減少しています。
- 年齢階層別にみると、15～24歳の階層が減少しているが、25～34歳の階層は増加傾向にあります。

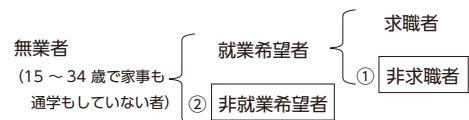
④ 若年無業者（ニート）の状況（全国・東京都）



※若年無業者とは(いわゆる『ニート』)

15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、以下(①及び②)の者をいう

- ① 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者(非求職者)
- ② 就業を希望していない者(非就業希望者)



【出典：就業構造基本調査】

- 東京都の若年無業者(いわゆるニート)数は6万3千人で15～34歳人口に占める割合は1.9%となっており、全国の構成比と比べると、0.4ポイント低くなっています。

⑤ ひきこもりの状況（全国）

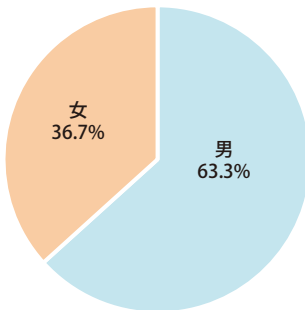
●内閣府が平成27年に実施した「若者の生活に関する調査」では、全国の15歳～39歳までの子ども・若者の1.57%、約54万1千人がひきこもり状態にあると推計されました。

ひきこもり群の定義	該当人数	有効回収数に占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11人	0.35%	12.1万人	狭義のひきこもり 17.6万人
自室から出るが、家からは出ないまたは、自室からほとんど出ない	5人	0.16%	5.5万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	33人	1.06%	準ひきこもり 36.5万人	
合 計	49人	1.57%	広義のひきこもり 54.1万人	

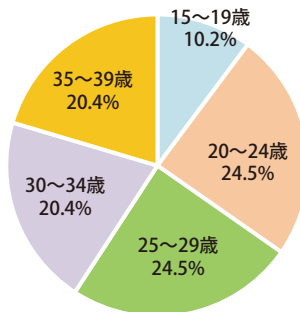
【出典：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」】

- 平成27年12月実施 全国の15～39歳の5,000人を対象に3,115人から回答を得た。有効回収率62.30%
- 上記のひきこもり群の状態になって6か月以上の者のみを集計。統合失調症または身体的な病気、自宅で仕事をしている者、自宅にいるときによくしていることで家事・育児と答えた者は除く。
- 全国の推計数は、有効回収率に占める割合に総務省「人口推計」（2015年）の15～39歳人口3,445万人を乗じたもの。

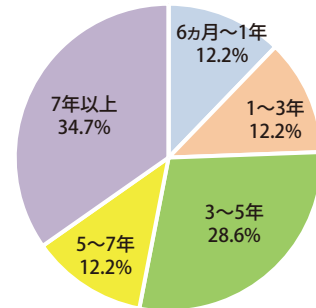
【男女別割合】(n=49)



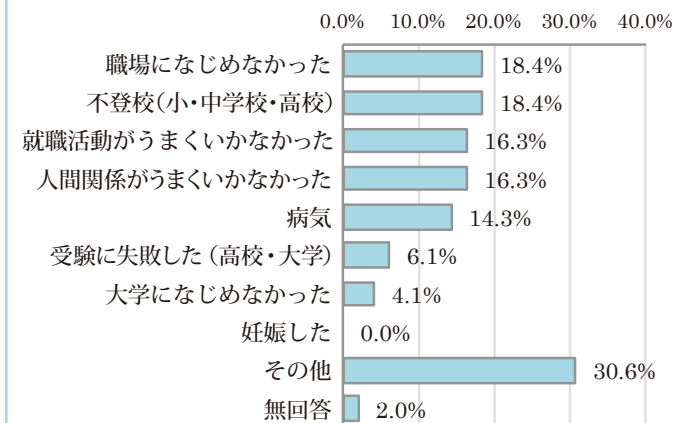
【年齢別割合】(n=49)



【ひきこもりの状態の期間】(n=49)



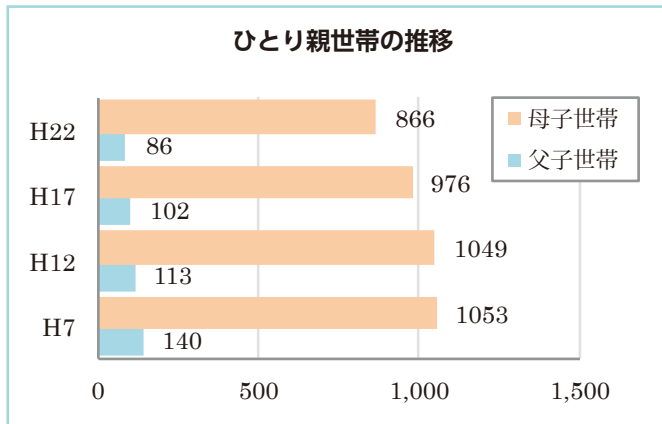
【ひきこもりになったきっかけ】 複数回答



- 男女別では男性が63.3%を占めています。
- 年齢別には、20代が49%、30代が40.8%の割合となっています。
- 期間は、7年以上が34.7%、次いで3～5年が28.6%であり、前回調査と比べて期間が長くなっています。
- ひきこもりになったきっかけとしては、仕事や就職に関するものが上位を占めています。

⑥ 子どもの貧困関係（豊島区）

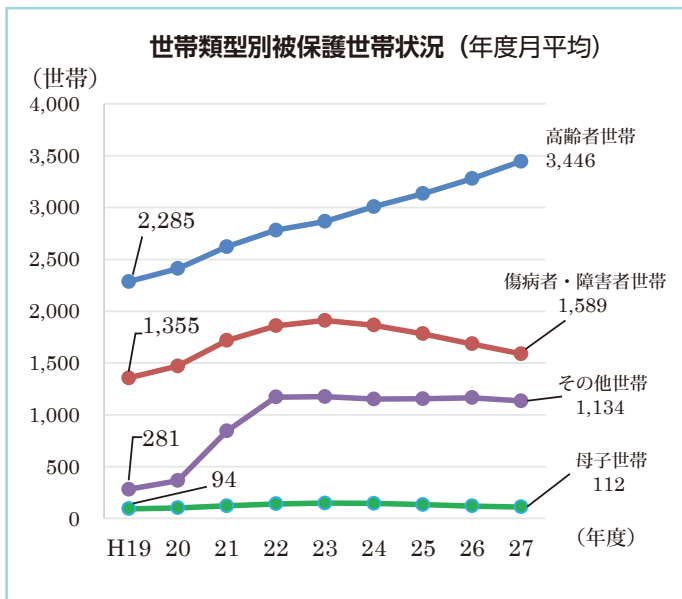
ア. ひとり親世帯の推移



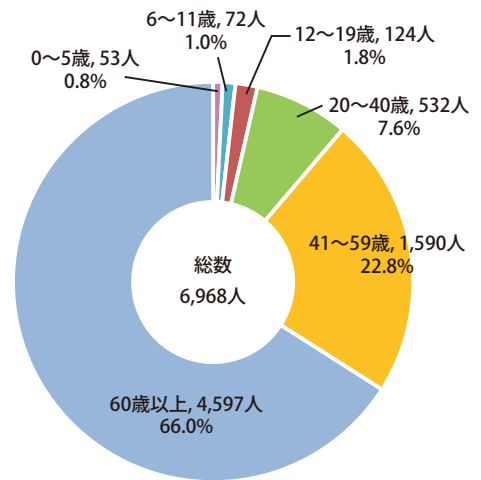
【出典：国勢調査】

●ひとり親世帯の数は微減傾向にあります。母子世帯の構成が高く、母子世帯数は父子世帯数の約9～10倍という状況です。

イ. 生活保護の状況

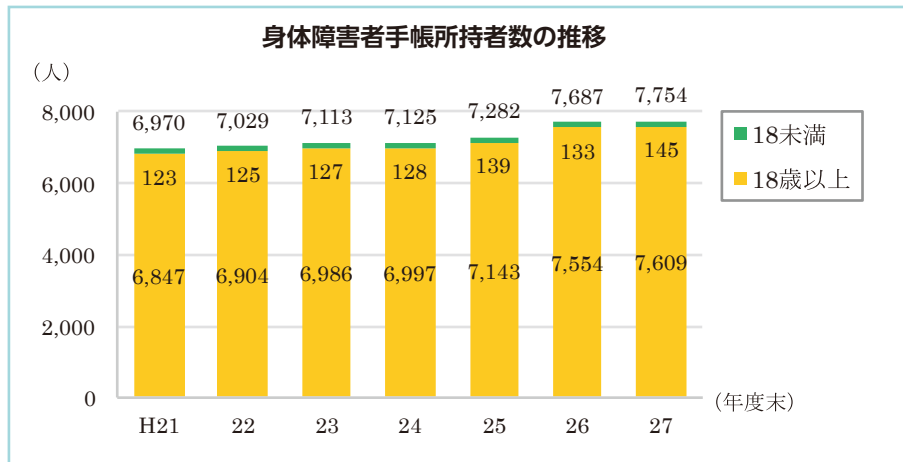


年齢別被保護人員構成 (H27年7月31日現在)

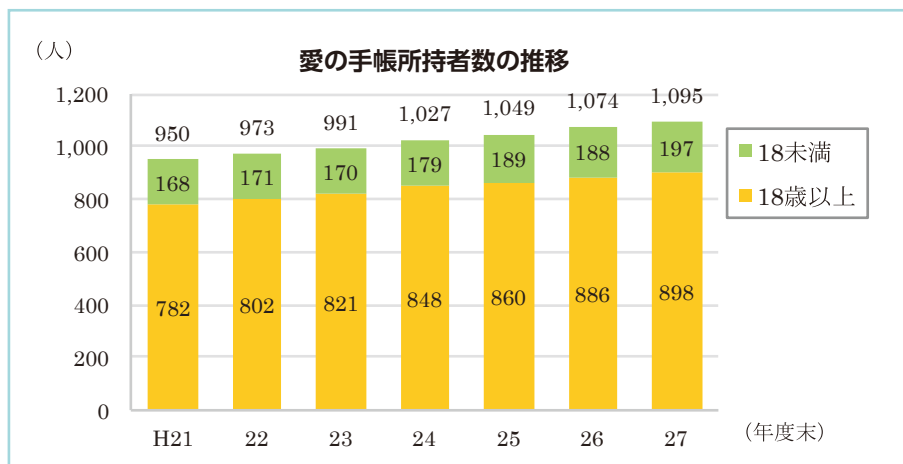


【出典：豊島区の社会福祉】

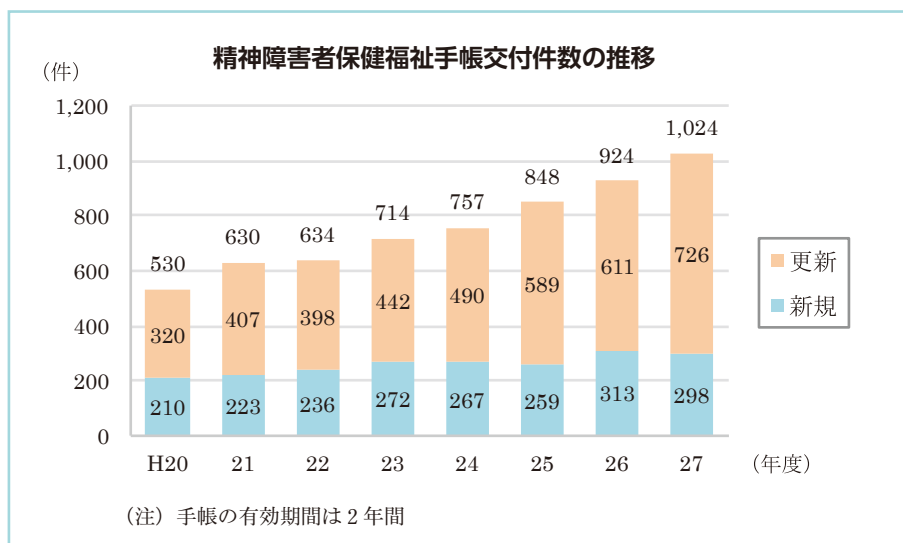
⑦ 障害者手帳等所持者（豊島区）



【出典：豊島区の社会福祉】

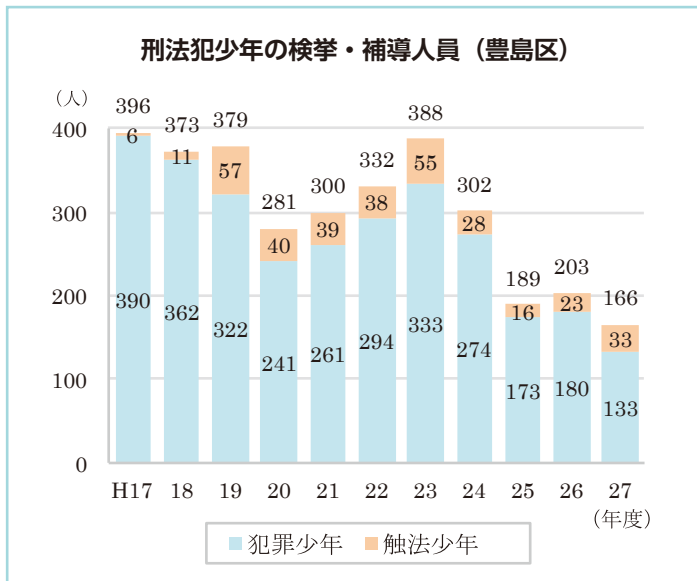


【出典：豊島区の社会福祉】



【出典：豊島区の保健衛生】

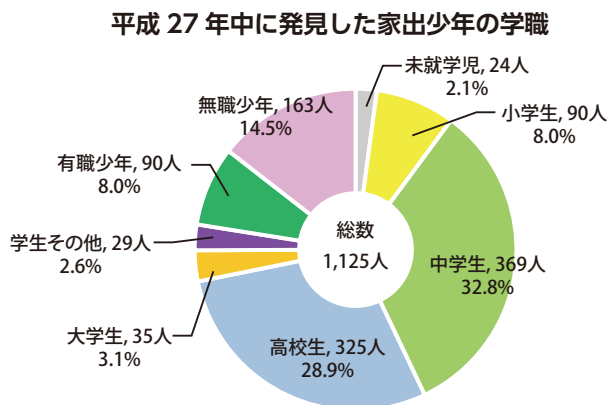
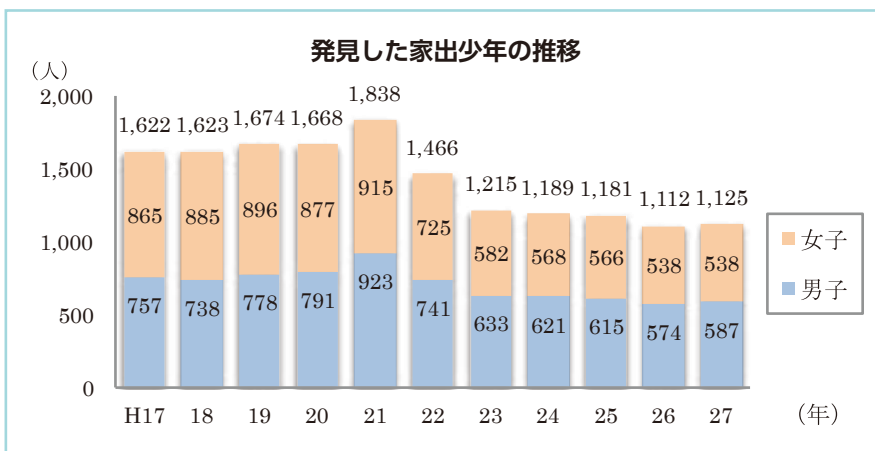
⑧ 非行の状況（豊島区）



【出典：警視庁の統計】
池袋・巣鴨・目白警察署管内の件数の合計
※犯罪少年：14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者（交通関係を除く）
※触法少年：14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く）

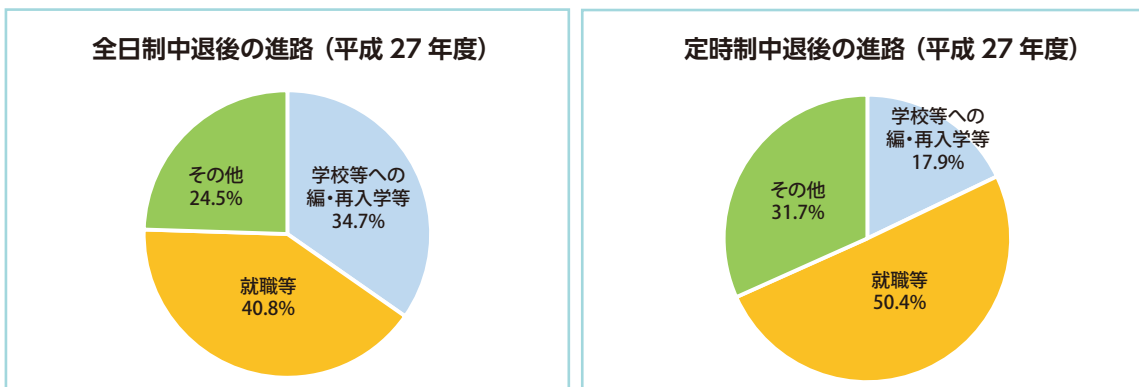
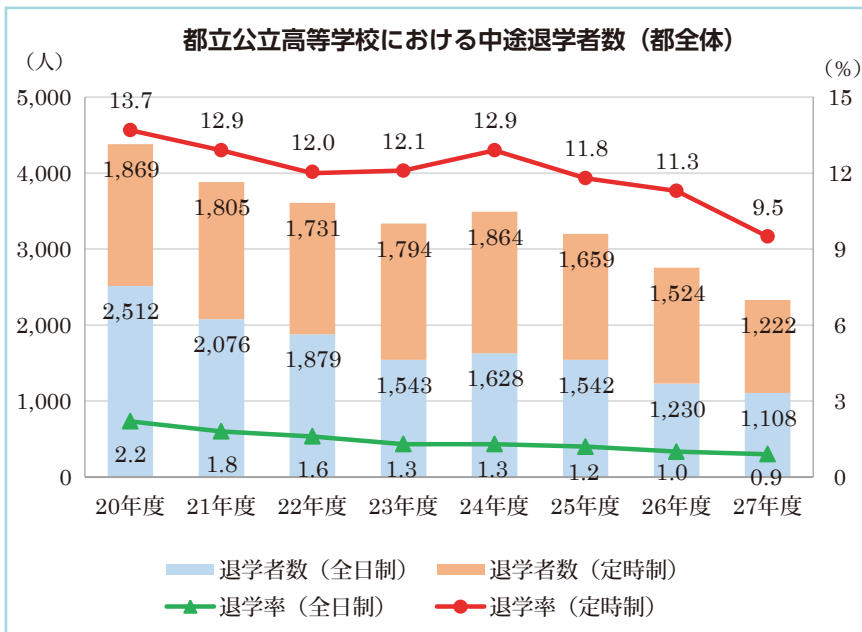
●過去10年間の刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成21年から一時増加しましたが、平成24年以降は減少しています。

⑨ 家出少年等の状況（東京都）



【出典：警視庁 少年非行の傾向（平成27年）】

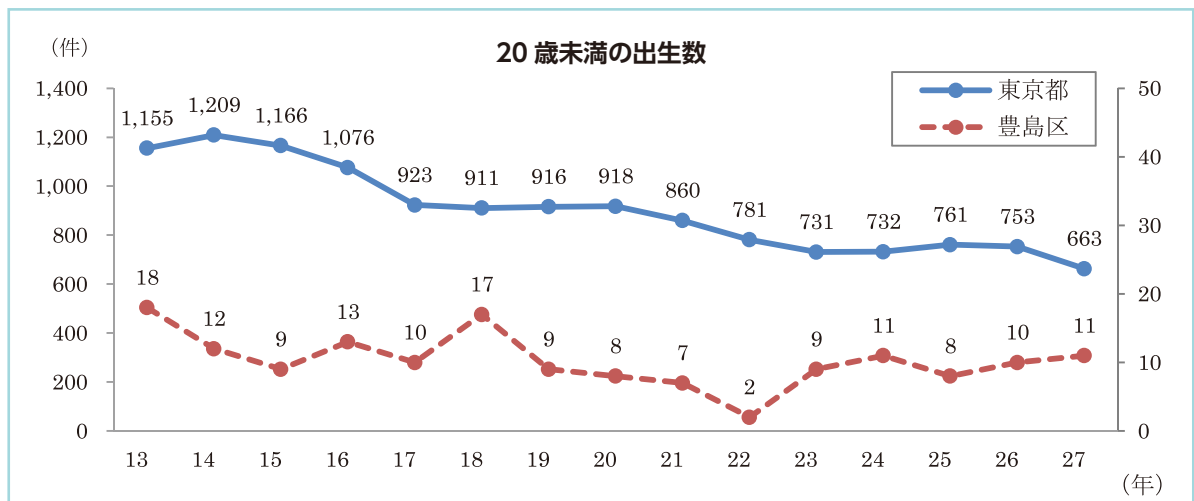
⑩ 都立高校の中途退学者数（東京都）



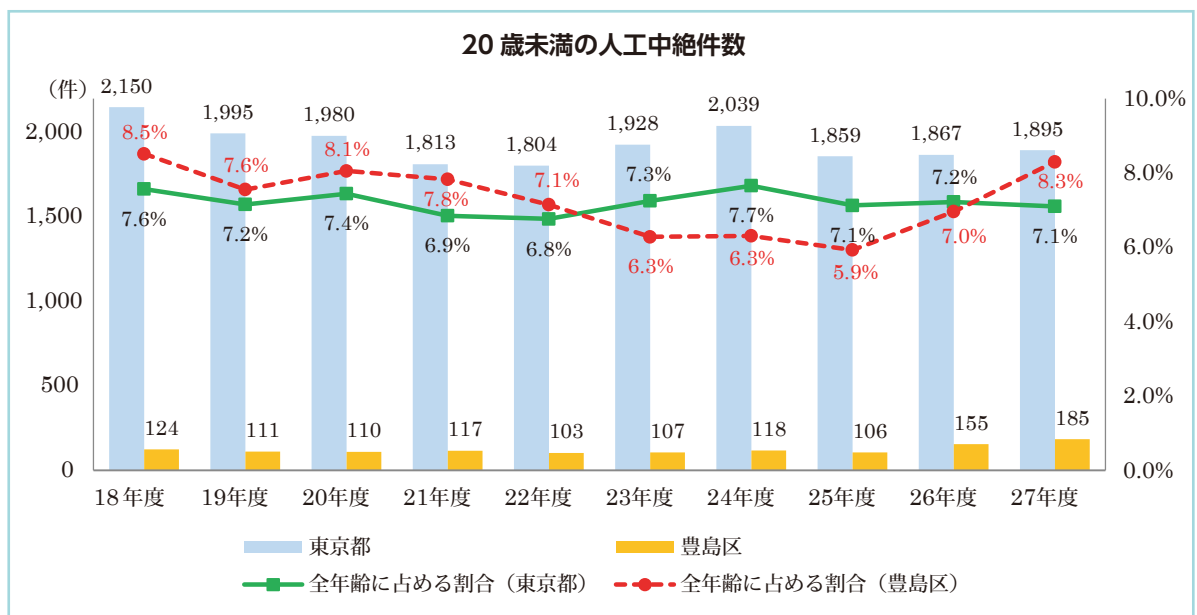
【出典：教育庁 児童・生徒の問題行動等の実態について】

- 都立高校の中途退学者数、退学率ともに減少傾向にあります。
- 中途退学の原因は、全日制・定時制ともに、学校生活・学業不応が最も多く、続いて全日制では、学業不振、進路変更、定時制では進路変更、学業不振の順になっています。
- 中途退学者の進路は、全日制・定時制ともに就職等が一番多くなっています。

⑪ 10代の出産・人工中絶件数（東京都・豊島区）



【出典：東京都福祉保健局 人口動態統計年報（確定数）、豊島区の保健衛生】

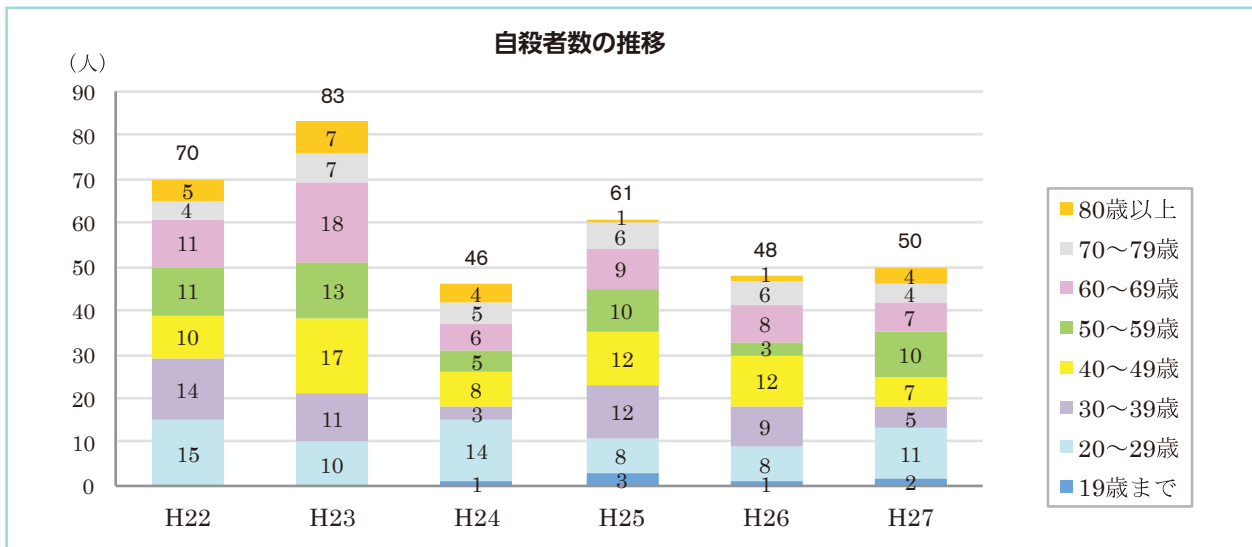
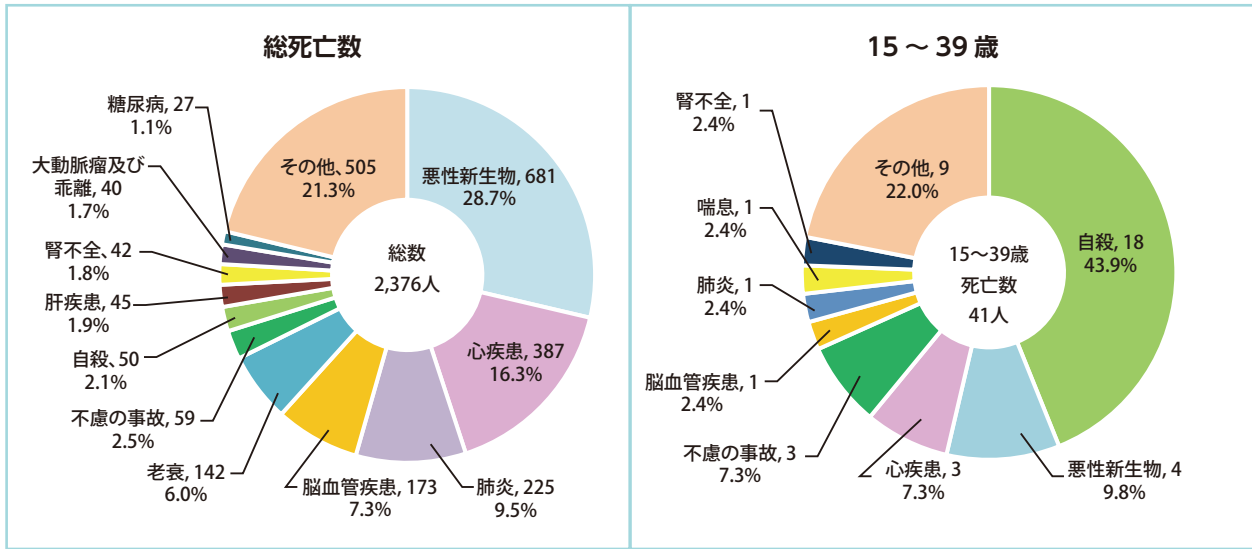


【出典：豊島区の保健衛生、厚生労働省 衛生行政報告例（各年度）】

●東京都の平成27年度の人工中絶総数は26,672件で、事由別では、母体の健康が26,653件、暴行脅迫が19件となっています。

⑫ 自殺者数の推移（豊島区）

主要死因分類（簡単分類）（豊島区）平成27年分



【出典：豊島区の保健衛生】

- 10代から30代の死因のトップは自殺となっています。
- 平成24年に自殺者数全体は減少しましたが、20代の自殺者数は増加しており、平成25年には30代の自殺者数が増加しています。

【参考】原因・動機特定者の原因・動機

	～19歳	20～29歳	30～39歳
家庭問題	85	296	521
健康問題	115	767	1,334
経済・生活問題	18	373	579
勤務問題	25	437	518
男女問題	36	250	252
学校問題	193	181	9
その他	57	147	190
	529	2,451	3,403

- 内閣府が、全国の自殺件数のうち、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたまとめによると、その原因・動機が10代は学校問題、20代及び30代は健康問題が最も多くなっています。

【出典：内閣府 自殺対策推進室平成27年中における自殺の状況】

(2) 困難を有する若者へのヒアリング調査

① はじめに

豊島区内の施策や居場所事業の利用者の中から、子ども・若者時代に困難を感じたことがある10代から50代までの20名に合意を得て、インタビュー法による対面調査を行いました。

調査では、ライフロール^{※1}とライフイベント^{※2}に注目した振り返りを行いながら、困難さの背景となる要因について、彼らの語りから質的に把握・分析を行いました。

この調査により豊島区子ども・若者計画の支援対象者の実態の把握が進み、今後の計画策定にあたって、大変貴重な資料を得ることができました。

調査は、個人情報に対する十分な配慮を行い侵襲的^{※3}にならないように注意をし、調査協力者との信頼関係を確認しながら実施しました。そのため、調査者には対人援助スキルが必要となるため、そのようなスキルを持つ調査者が所属をしているNPO法人へ委託をしました。

結果については、得られたデータを数量的にまとめるとともに、調査協力者自身の振り返りによる意識変化を時系列的に示すことを目的に、受託したNPO法人が独自に考案した「ライフグラフ」を用いて可視化しました。

また、そのグラフに彼らの語りから得られた内容についても含めていくことで、どのような実感を持ち今日に至っているのかについて、質的に把握することを試みました。

② 調査目的

支援対象となる『困難さを抱える若者』の子ども・若者時代の経緯と生活体験についてインタビュー法による実態把握を行い、今後の豊島区における子ども・若者計画に基づく各種施策に反映させていくことを目的としています。

③ 調査の概要

- 1.実施時期：平成28年6月1日～7月31日
- 2.調査対象：子ども・若者時代に自分自身で困難さを感じたことのある10代～50代までの20人（豊島区くらし・しごと相談支援センター利用者、生活保護受給者、NPO法人の居場所事業の利用者）
- 3.調査方法：これまでの人生を振り返り、幼児期、学童期、中高生、大学・社会人等、成育過程における家庭環境やライフイベント（人生の出来事）について、調査項目を予め用意し半構造化面接^{※4}によりインタビューを実施
- 4.調査項目：①現在の家族構成、住まい、収入、親戚関係、成育歴、学歴、職歴、友人関係、将来の夢、既往歴、生活状況、生きづらさ、人生の分岐点、公的サービスの利用状況、あったらよいと思うサービスなど
②各ライフイベント時（人生の出来事）のそのときに感じた「幸せ指数」「自信指数」「焦燥感」「収入満足度」を主観的に0～100までの数値にして回答

※1 学生、会社員、主婦、親など人生のそれぞれの時期で果たす役割

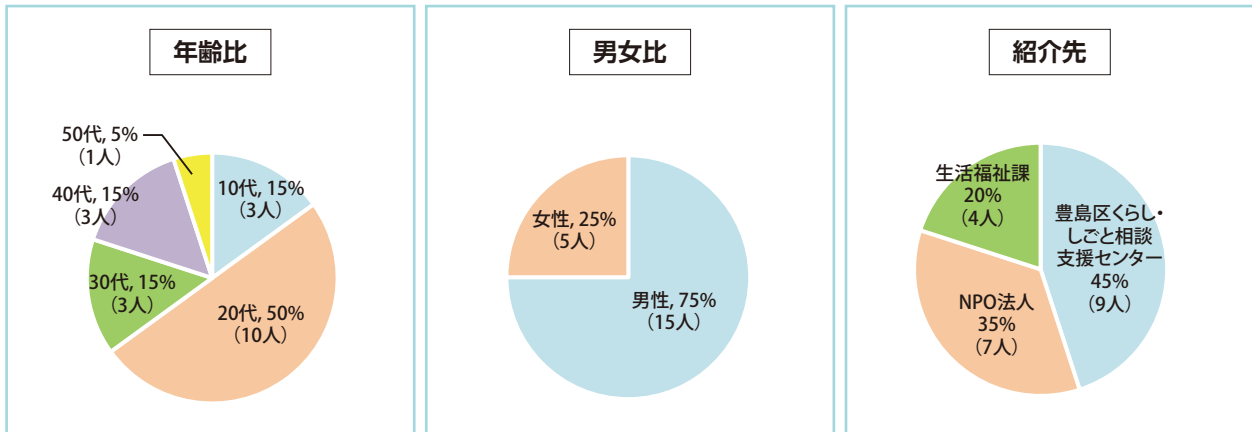
※2 入学、卒業、結婚、出産など人生で起こる出来事

※3 心理的負担を与えることや不愉快な気持ちに起こさせること

※4 一定の質問項目に沿って方向性は保ちつつ、相手の状況や反応に応じて質問の順番や内容ある程度自由に変えていく面接方法

④ 調査結果

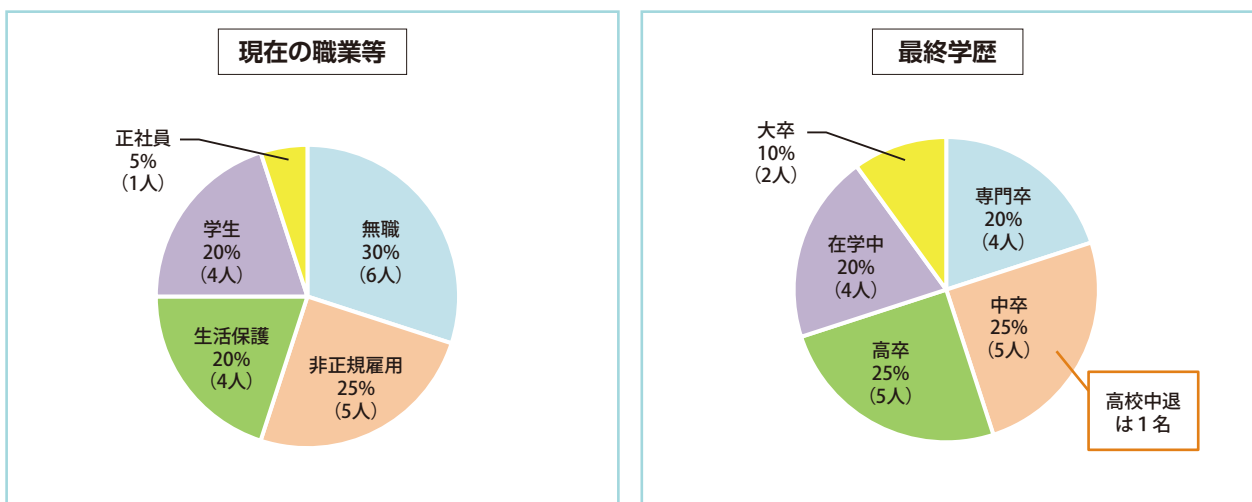
〈1〉 調査対象者（20人の内訳）



〈2〉 対象者の現在の状態

対象者の約半数が無職であり、就職している方の80%が非正規雇用でした。最終学歴に関して、平成22年度の国勢調査で15歳以上人口の中卒割合は、全国で16.4%、東京都で7.7%ですが、今回の調査では25%と全国・東京都と比較しても多い結果でした。

調査からは、「学習面ではつまずきがあり、モチベーションの低下したまま学年が進み中学卒業となり、その後の就職においても、うまくいかなさとして大きく影響した」という語りがありました。また、学習でつまずいている時に「学習ボランティア」と出会い、「学び直し（リカレント）を行った経験がある」ことが語られており、学習について「相談できる場や学習を支援してもらえる機会を得ること」で、「社会につなげてもらえた」といった発言が見られ、支援者が「社会への橋渡し」をなしていたと推測されます。



〈3〉 障害の有無について

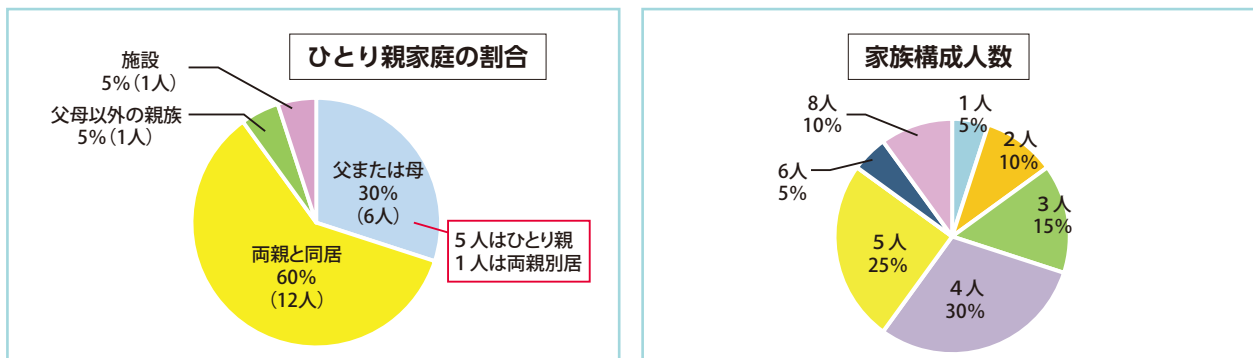
対象者の20%の4人が愛の手帳（4度）を取得しており、取得時期は1人が義務教育の期間中、3人は成人後の取得でした。障害を抱えている疑いがあるケースを加えると、全体の半数に及んでいます。

調査の中では、「本人又は保護者の愛の手帳や医療受診についての拒否感」や、「相談相手の不足のため申請することができなかった」との語りがありました。

〈4〉子ども時代の家族構成

25%の家庭が子ども時代にひとり親世帯でした。ひとり親家庭の全国平均（平成27年国民生活基礎調査）の7.3%と比べて、非常に多い割合です。また、父母以外の親族による養育や施設で育った方、両親別居を含めると40%になりました。しかし、両親と同居している場合であっても、母親と祖母の不和や家庭内暴力、ネグレクトなど、家庭内が深刻な状況にあり、適切な養育環境とは認め難いケースもありました。

また、調査対象者の中には経済的に恵まれた家庭に育った方もいましたが、家族間の不仲、兄弟の非行など、家庭内で起きている問題を隠そうとするためか、近隣と疎遠になる傾向がみられます。対象者の家庭の多くが、限られた少ない人間関係の中で生活していたことがうかがえます。地域の中で、親子とも繋がりがもてる機会をどのように作るか、環境づくりが重要だと推測されます。



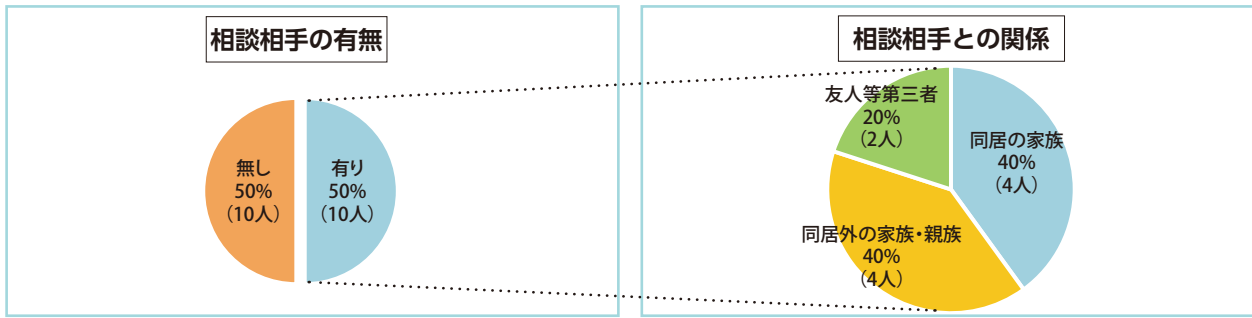
〈5〉子ども時代の相談相手

相談相手の有無はそれぞれ半数の割合でした。相談相手が有りとは回答した場合で相手が同居の家族と答えたのは40%、4人でした。そのうち保護者は1人でした。また、同居外の家族・親族と回答したのは4人で、祖母と叔母がそれぞれ2人という結果でした。

調査協力者の40%近くが、スクールカウンセラーが全校配置となる前に義務教育を終えている20代半ば以上であることから一概には言えませんが、学齢期にスクールカウンセラーに相談をしたという回答はありませんでした。

しかし、「本当は相談したかったが、学校内の目立つところに相談室が設置されていたため、友だちの目が気になり入れなかった」との語りがありました。社会的場面で相談を利用していくには、相談者の目線に立ち、物理的環境への配慮も行い、相談しやすいような環境づくりが必要だと推測されます。

また、「幼少期から青年期にかけて、悩みがあっても自分からは相談できなかった」「相談したくてもどこに行けばいいのかわからなかった」、青年期においても「相談できる窓口や制度等がわからない」との発言もあり、当事者に情報が届いていない状況が推測されます。



〈6〉子ども時代の生きづらさ

生きづらさの要因としては、半数以上が「家族」か「いじめ」をあげており、そのうち4人は「家族」と「いじめ」の両方を回答しています。また、不登校経験者は7名おりました。

全体的にみても、要因が2つ以上と回答した割合が90%で、問題を複合的に抱えていたことがわかります。

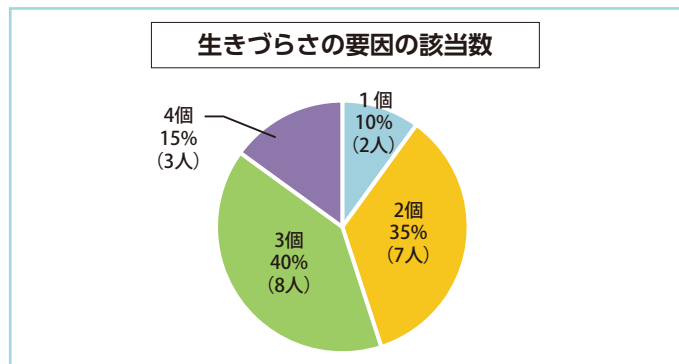
調査からは、「家族関係が悪化している状態の中で、いじめを継続的に受け続けた」ことや「学業不振などが重なることで大きなストレスとなり、精神的に回復することができなくなり不登校に至った」など、結果として「深刻な事態」へとつながったケースがありました。また、彼らの語りから、不登校になることは友だちとの関係が希薄になるだけではなく、社会的関係の喪失を経験することでもないと推測されます。上記の社会的関係の中で相談相手を得にくかったことと合わせて考えると、不登校対策については、社会的な場や社会的な関係が断たれることなく、地域の中で「繋がり」を作ることで負の連鎖を防ぐ環境づくりも必要ではないかと推測されます。

また、生きづらさの要因を「貧困」と回答したのは1名でした。しかし、調査からは子ども時代の生活状況が、生活保護世帯や母子家庭で母親の収入が少なく父親からの養育費もないなど、本人は認識していないが経済的に困窮していた実態が推測されます。そうした、経済的な困窮を背景に、子ども時代には直接的に意識しづらい、学習機会の損失に伴う将来選択の幅の縮小や、親が本来子どもとのコミュニケーションに割くべき時間を労働に費やさざるを得ないことによる親子関係の希薄さなど、衣食住のような分かりやすい困窮以外にも、見えづらい長期的な困窮から受ける被害もあると推測されます。

こうした経済的困窮を背景とした長期的な困窮から受ける被害の損失を補うためにも、例えば、学校教育で学んだことを反復学習できる社会的な場の充実などが重要だと推測されます。

要因	人数	割合
家族	13人	65%
いじめ	10人	50%
学力	10人	50%
不登校	7人	35%
体調	4人	20%
対人難	3人	15%
非行	3人	15%
貧困	1人	5%
その他	1人	5%

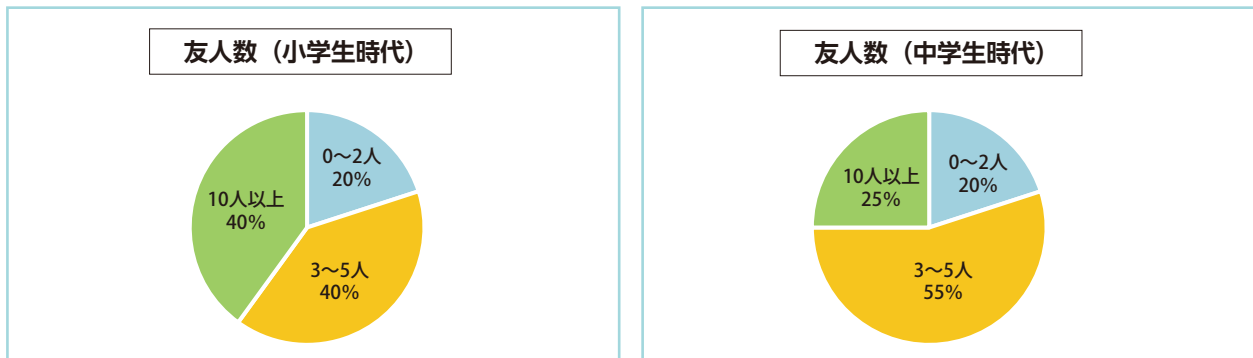
複数回答



〈7〉 友人数の推移について

小学生時代、中学生時代とも、20%の方が友人数を0～2人と回答しています。また、中学生になると全体として友人数が減るという傾向が見られました。その理由としては、いじめや不登校の経験、中1ギャップ^{※5}、年度ごとのクラス替えなどがあがっています。

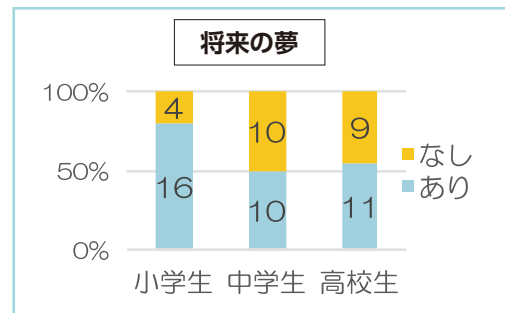
調査の中では、「学校では友人を必要としておらず、あえて1人でいた」という語りがあ一方、「学校とは関係がないサッカークラブ、NPOの居場所提供や学習支援で友人ができた」との発言も2件ありました。地域の中で、学校以外の場となるクラブ、NPOの学習支援、大人の見守りのもと、自由に遊びを作り出すことのできるプレーパークなど、様々な課外活動先で多様な生活の仕方や学び方を知る機会があると推測されます。そのような場における人との出会いや経験が、生活意識を変えていける転機となりうる可能性があるとも言えます。地域の中で、児童生徒が活動している社会的な場から支援を行っていく意義が示唆されていると推測されます。



〈8〉 将来の夢について

小学生の頃は対象者の80%が将来の夢をもっていたが、中高生になると減少しています。

調査では、「中高生のうちに進学・職業といった話に限定しないで欲しい」「自分自身についての話を聞いてもらえる機会がなかった」という発言がありました。



相談相手が社会的な場に居なかった結果と合わせて考えると、社会的な場において、自らの話を聴いてもらえたと感じる体験が希薄であったと推測されます。

思春期は自らを話せる相手との対話を通して自己理解をし、そのようなやりとりと活動を通して将来への見通しが明確化されていく時期と考えられているため、親以外の「大人のロールモデル^{※6}」に出会うことも大切になる時期です。今回の調査では、相談相手を社会的な場の中で得ていたものは、2名しかおりませんでした。不登校や学校不適応を起こしているケースも多いことから、社会的な場の中で相談相手となる対象との出会いが持てず、結果、将来展望を描くことができず、夢を持てなくなっていったのではないかと推測されます。

※5 小学生から中学生に進学をする際に、学校生活や授業形式が今までと大きく異なることにより環境の不適合を起こすこと。不登校やいじめの急増などが起こりやすい。

※6 具体的な行動や考え方の模範となるような人物。

〈9〉 人生の分岐点について

生活状況が悪くなるきっかけは、両親の離婚、いじめ、高校中退が約半数を占めています。

また、生活状況が好転するきっかけとしては、友人や居場所ができた、信頼できる教師との出会いをあげています。

調査の中では、「信頼できる先生が進学、進級で変わってしまい、相談ができなくなってしまった」「学校とは別に継続的に相談できる場所があれば、生きづらさが回避できたのではないか」という語りがありました。ここでも、親以外の大人のロールモデルや、相談ができる機会が得られること、同世代との出会いが持てることの重要性が示唆されていると推測されます。

〈10〉 自分自身による分析・・・生きづらいのはなぜか

思ったことを話せない、人と関わるのが苦手、人の目が気になるというような対人関係に関するものが約70%を占めています。その原因として、複雑な家庭や親子の関係で悩みを抱えていた、いじめられていた経験をあげています。

また「児童養護施設に入所していたため家族を知らないから」という回答もありました。その他、知的障害や疾病を原因とする方もいました。また、「他人を信じられず、自分を守るために他人に敵意を向け続けてきた」という語りもありました。

このように、彼ら自身の背景に養育機能不全から愛着形成に課題がある場合やコミュニケーションスキルの課題がある場合、あるいは学習や生活場面において継続的な支援が必要とされていた場合など、生物心理社会的課題^{※7}が複雑で輻輳^{ふくそう}していたことがわかります。そこには、多様な局面を踏まえて、多様な切り口を想定した支援の用意と、その支援が届くように工夫を行うことが必要となります。

また、彼らの体験を聴くには、彼らのおかれた状態を踏まえて、理解し対応していく専門的なコミュニケーション力が必要だと推測されます。

〈11〉 既往歴について

アトピー、喘息、1型糖尿病など、幼少期から疾病を持っている方がいました。そのような既往症がいじめ、不登校の一因となっていたと振り返るケースが見受けられました。

また、幼少期の頭部への外傷に対して精密検診が受けられていないことで、障害を負ったにも関わらず、気が付けずに生きづらさを抱え続けていたというケースもありました。親以外の大人が早期に気づき、早期に連携し社会的支援につなげていけるように取り組む必要が推測されます。

※7 人間の存在を「生物・心理・社会性」(Bio-Psycho-Sociality)として統合的に見ようとする考え方で、それぞれ分離してあるのではなく、それらはお互いに作用しあう関係で、かつ総合的なものとして捉えるということ。

〈12〉 相談、支援機関等の利用歴

幼少期に関わった機関としては、児童相談所、児童養護施設、保健室の先生などで、ある程度自分から行動できるようになってからは、約半数がくらし・しごとセンターの利用となっていました。その他としては、地域若者サポートステーション、学習支援、児童館、プレーパークなどがありました。

また、8ケースは課題がありながらも公的サービスの利用歴がありませんでした。子ども・若者は、困ったときに自ら行政施設に相談に行くという発想自体がないことが推測され、行政サービスについては、彼らの目に留まりやすいような機会を意識して広報を行う必要があると推測されます。

〈13〉 あれば利用をしたかったサービスについて

学校や家庭以外の安全な居場所や相談場所の提供、相談相手をあげる語りが目立ちました。

また、支援の場としては、将来の職業観の醸成や夢を語れる場を求める声もありました。

調査の中では、「無料学習会に行き自信がつき、おしゃべりが楽しくなった」「いつかは自分と同じような境遇の子どもの役に立ちたい」という語りがありました。支援を一方的に受けるのではなく、「自らが支援の担い手になりたい」という語りは複数ありました。このような発言からは、支援を受けたことで生活が好転した実感を持った場合、「支援を受ける立場」から「支援を行う立場」に意識が変わっていく可能性が示唆されます。ピアサポート^{※8}の育成やグループ活動による支援など、新たな支援スタイルの必要性が推測されます。

また、不登校など学校に行けていない状態は、教師からも目に留まりやすい困難さであり、社会的に注目がなされて支援を受けていくことに至りやすいですが、学校へは通えていたため学校不適應とはみなされず、実際には生活上様々な大変さがあっても、相談や支援の対象者として社会的には認められなかったといった発言もありました。他にも、生活の中の日常的な迷いや見通しを得たい際の「相談や支援の窓口がわからなかった」という語りもありました。このような場合は、支援する側が支援対象者の要件を細かく設定しすぎてしまい、相談を受けてもらえず、狭間が生じていたとも推測されます。思春期にある子どもたちは、誰もが漠然とした将来への不安を抱えていることを考えると、身近な場所で、誰でもあっても利用しやすく、相談ができる場が求められていると推測されます。

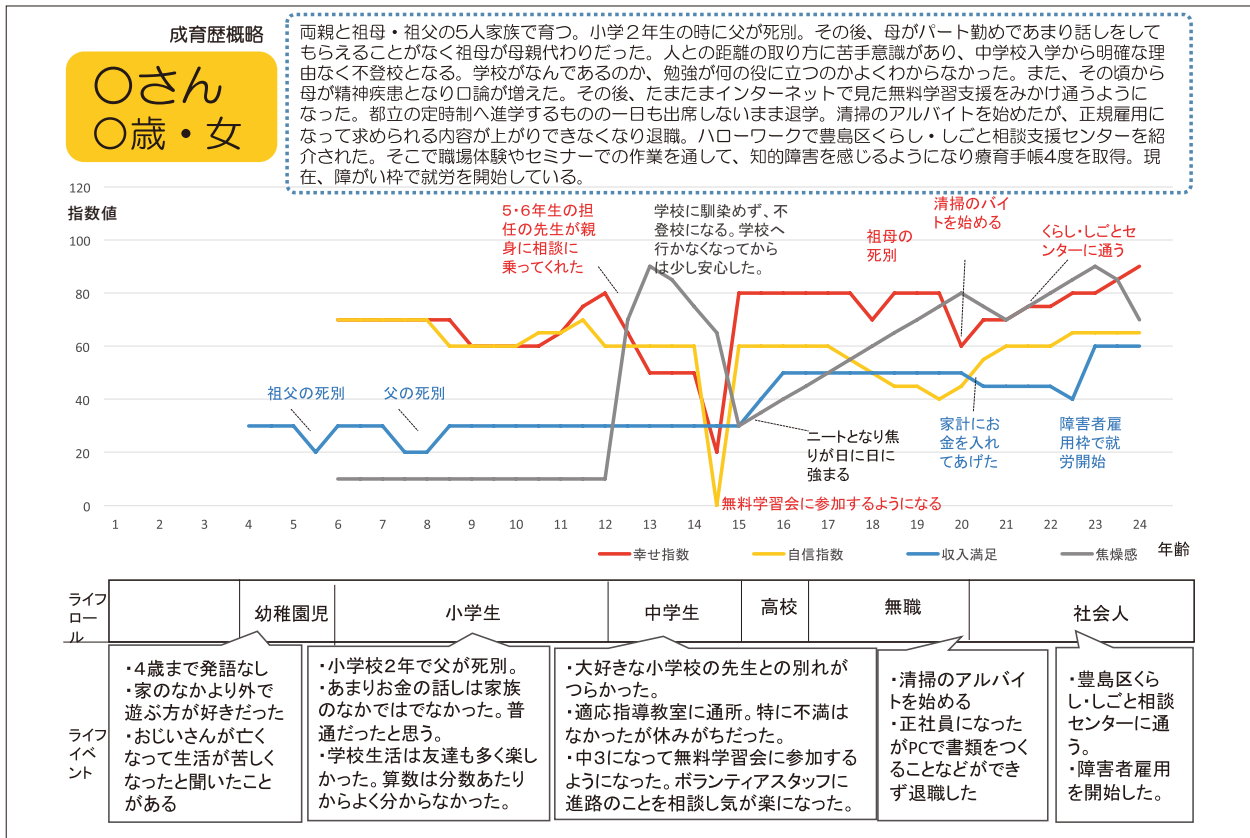
※8 同じような立場や課題を抱えた人同士で支援をし合うこと。

⑤ ライフグラフの分析

子ども時代からの成育過程や各ライフイベントのそのときに感じた「幸せ指数」「自信指数」「焦燥感」「収入満足度」について、調査協力者が自身の判断で0～100までで評定してもらい、数値化しました。また、インタビューでの語りをエピソードとしてまとめてグラフの中で書き込んで時系列でグラフにし、可視化を試みました。

〈1〉ライフグラフのイメージ

【例】実際の調査対象者の事例ではなく、イメージです。



○横軸が年齢、縦軸が指数値です。

○幸せ・自信・収入満足・焦燥感がどう変遷したかを表しています。

○著しく高低差のある個所は、補足として各線の色と対応した文字色で理由を記載しています。

〈2〉ライフグラフから見えることから

個別のライフグラフは、調査対象者のプライバシーの観点から掲載することができませんが、全体的な傾向から下記のような状況が見られました。

① 幸せ指数と自信指数は概ね比例し、焦燥感は反比例する傾向がある。

② 幸せ指数の変動は、下記条件下で起こりやすい。

- ・家庭やクラス、地域における居場所の有無
- ・自分らしさを認めてもらえる居場所の有無
- ・友人・恩師・家族との出会いと別れなど、人間関係の変化

- ③自信指数の変動は、下記条件下で起こりやすい。
 - ・学力の向上、低下
 - ・承認・不承認（受験の合否、いじめ・レッテル貼りなどの社会的な排除経験）
- ④家庭の状況から経済的な困窮がうかがえる家庭でも、収入満足度は概ね高い。
- ⑤収入満足度は中学卒業と共に上下へ変化するケースが多い。行動範囲や人間関係が拡がり、遊びの幅や質が変わるにも関わらず小遣いの額が変わらないことへの不満や、逆にアルバイトを始めることで自由に使えるお金が増えることなどが要因となっている。

⑥ まとめ

今回の調査では、一人一人に対して、長い方では3時間、平均的には2時間という長時間に渡るインタビューを行いました。細かくライフイベントとその時の「幸せ指数」「自信指数」「収入満足度」「焦燥感」を0から100までで自己評価をし、その結果をグラフに落とし込み、ライフヒストリー^{※9}を可視化していきました。さらに、作成されたライフヒストリーのグラフを一緒に眺めながら、その当時の感情について当事者への調査を実施し、その内容を言語化して記入することでストーリーライン^{※10}の形成を行い、その両者を併せ持って振り返りの資料としました。

多くの調査協力者は、時系列で自分のライフヒストリーが整理され視覚的にも把握する体験を得て、自分の半生を振り返り、困難さとなっているライフイベントについて考え、現在の生活との因果関係について意識し、整理をしていく体験になっていたことが推測されます。

調査前には、プライバシーの深部に迫るような調査内容に調査協力者が現れるのか、調査者側には不安要素が大きくありました。しかし、調査後には、「また来年、話を聞いてください」「話を聞いてくれてありがとう」といった語りさえあるほどに、全ケースが調査を好意的に受け取ってくれました。これは学校、家庭の双方に居場所を失っているケースが多いため、長時間にわたり自分語りをする相手がこれまでにいなかったためと推察されます。このことから、自分自身のことについて語れる対象や、一緒に考えてもらえる機会が提供されること自体に大きな意味があると推測されます。

また、彼らの戸惑いながらも真摯に記憶を手繰り寄せ語る様子から、幼少期から今日に至るまでの間に、自己の輪郭を他者とのやりとりを通して言語化し、明確に意識していく経験自体が乏しかったとも考えられます。立ち止まり、振り返ることに不慣れである背景には、彼らの養育環境が、経済的にも精神的にもゆとりのないものであったことが推測されます。その結果、抱えている問題が表出しにくくなり、人に助けを求めることや、社会的資源を上手に活用する機会が、今日まで少なかったとも想定されます。

援助を上手にもらい、活用していける被援助志向性^{※11}や被援助行動^{※12}が取れていくためには、相談を受けてもらうことで展望が開けたと感じることや、困難さへの対処がとれたと

※9 個人の生活史のこと。

※10 出来事やその時の感情を一綴りに繋ぎ合わせたもの。

※11 援助を必要とする意識のこと。

※12 援助を得ようと行動をすること。

実感していく体験が必要です。そのように考えると、社会的な場の中で、子ども・若者の当事者及び保護者にとって、どのような内容であっても相談を受けてもらえる総合的な相談窓口が設置され、誰にでもわかりやすく周知されていることが前提になります。

そして、相談員の性格としては、専門的知見による判断や支援は勿論のこと、たとえ相談内容が未整理な状況で主訴がはっきりしない場合でも、言語的訴えを行うことに苦手意識があったり未熟な場合であっても、相談をしたら「聴いてもらえた」と感じる対応ができることが重要となります。

いずれにせよ、支援を求める者にとって、相談は身近に受けられている意識と、内容に応じて適切に対処はされるものの、切れ目なく円滑に受けられていると感じられるものであることが安心感と信頼につながるため、「ワンストップ」の相談窓口の設置と整備、支援者間が連携できるような組織づくりや人材育成が大切になります。

当事者の生きづらさや困難に丁寧に耳を傾け、問題を整理して心理社会的^{※13}に見立てること、その上で、支援の観点から個別に応じたパーソナルネットワーク^{※14}を当事者が主体的に作っていけることが大切になります。

そのためには、彼らを後方で支える支援者、及び支援者を支える支援者支援の仕組みが求められます。さらに、状況によっては、多面的な支援展開が必要になるため、臨床心理士やソーシャルワーカーなどの専門職による多職種協働による社会的支援の構築が重要と考えます。

また、身近な場の中で見守られながら、相談を受けたいと考える者同士がお互いに支えあっている場を支援する仕組みも大切になります。

このように、地域の中にあるリソース^{※15}を心理的負担が少ない状態で利用していけることで、地域に対する安心感と愛着が得られ、この地域の中でこれからの展望を描いていき、それを具現化していけるような社会的機能に支えられて、この地において定住していきたいという意識が形成されると推測されます。

今回の調査を通して得た支援対象者の実態から、これからの子ども・若者支援にあたり、わかりやすい総合的なワンストップの相談支援の窓口設置や、彼らが利用する施設間でのネットワーク形成、専門家同士の多職種協働による多面的な相談や支援が求められていることが推測されます。

※13 当事者の心理的な側面と、その人を取り巻く環境（社会）の両面で捉えるということ。

※14 個人を中心として構築される他者とのつながり。

※15 社会的資源

第3章 施策の方向

1. 計画の基本理念

- 子ども・若者は、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからの豊島区をつくる貴重な存在です。
- すべての子ども・若者が、身近な愛情に包まれながら年齢に応じた経験を重ねる中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められています。
- そのために、家庭、地域、関係機関、行政、それぞれが責任を果たしながら、連携して、地域全体で子ども・若者支援に向けた取組を推進していきます。

【基本理念】

子ども・若者の健やかな成長と自立を
地域全体で支えるまちづくり

2. 計画の目標

- 基本理念を具体化し、目指す方向を示すものとして、次のとおり3つの目標を掲げます。
- この目標は、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」の基本方針を勘案したものです。

目標Ⅰ 健やかな成長と自立に向けた支援

- 基本的な生活習慣の形成を支援するとともに、心身の健康を維持することができるよう健康教育を推進します。
- 自立した個人として必要な知識、能力、社会性などを身に付けるために、様々な体験や他者との交流を積み重ねる機会や居場所の提供、就労や職業的自立に向けた支援に取り組みます。

目標Ⅱ 困難を有する若者やその家族への支援

- ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族が、社会的・経済的に自立できるように支援体制を整備します。
- 子ども・若者が困難な状況に陥ることを未然に防止するための取組を促進します。

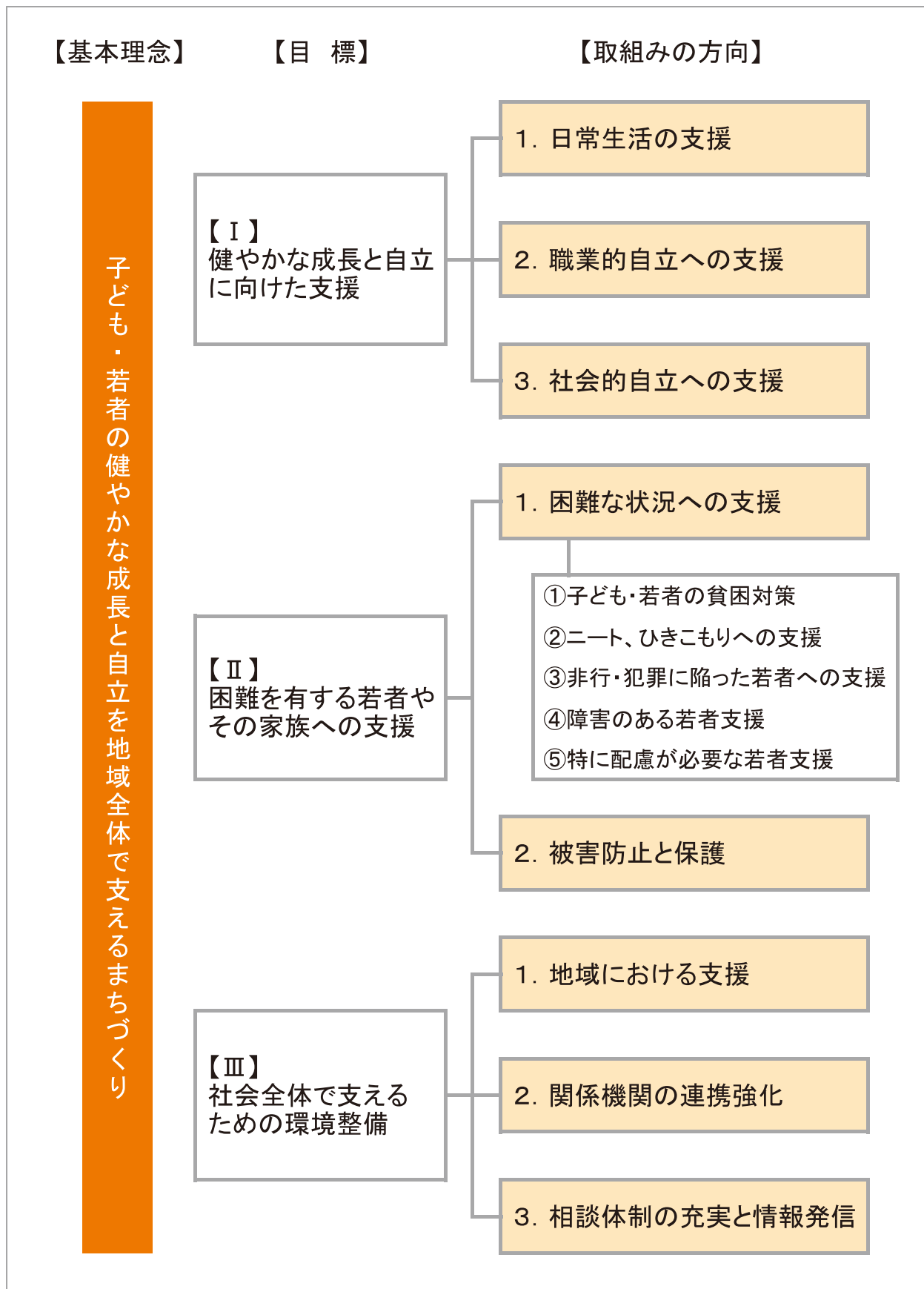
目標Ⅲ 社会全体で支えるための環境整備

- 子ども・若者を支える区民や、地域団体、NPO法人、企業等の主体的な活動展開を支援するとともに、それぞれの特徴・得意分野を生かした横断的な連携を進めていきます。
- 子ども・若者に対して、年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う体制を整備します。
- 困難な状況にある子ども・若者やその家族までの確に届くよう、情報提供を行います。

参考

	国（子供・若者育成支援推進大綱）	東京都子供・若者計画
理念	全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して	全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援
基本方針	1. 全ての子供・若者の健やかな育成 <ul style="list-style-type: none"> ① 基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養 ② 心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成 ③ 地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進 	1. 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 社会的自立に向けた「基礎」の形成 ② 社会形成、社会参加できる力の育成 ③ 社会的・職業的自立を支援 ④ 学びの機会の確保
	2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援 ② 家庭等に出向き支援するアウトリーチ（訪問支援）の充実 ③ 子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化 	2. 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 困難な状況ごとの取組 ② 被害防止と保護
	3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実 ② インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用 	3. 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 家庭の養育力・教育力の向上 ② 家庭・地域と一体となった学校の活性化 ③ 子供・若者の育成環境の整備
	4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成 <ul style="list-style-type: none"> ① 官公民連携による地域における共助機能の充実 ② 総合的な知見を有するコーディネーターの養成 	
	5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 <ul style="list-style-type: none"> ① グローバル人材、科学技術人材の育成 ② 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成 ③ 地域づくりで活躍する若者の応援 	

3. 施策の体系



4. 施策推進の視点

視点1 一人一人の子ども・若者の最善の利益を尊重する視点

- 次代を担う子ども・若者には、自身が社会の一員であるとの自覚を持ち、互いの価値観を認め合い、共に生きていく社会を自らの力で切り拓いていく力を身に付けることが求められます。
- 一人一人の子ども・若者が自己を確立し、円滑に社会生活を営み、社会の能動的形成者となるためには、全ての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、ニートやひきこもりなど困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を自身の力で克服していくことを支援していくことが必要です。
- その際、子ども・若者を育成の対象として捉えるのではなく、社会を構成する重要な主体として位置付け、大人と共に生きるパートナーとして、子ども・若者自身の意見や選択を最大限尊重していくことが重要です。

視点2 子ども・若者の社会的自立を発達段階に応じて支援する視点

- 子ども・若者は、家庭、学校・職場、地域社会との関わりの中で成長・発達していきます。
- 子ども・若者の支援に当たっては、青年期における社会的自立をゴールとし、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、子ども・若者のライフサイクルを見通し、発達段階ごとに必要となる支援を継続的に行うことが求められます。
- また、子ども・若者の成長や発達には個人差があるため、一人一人の心身の成長に配慮しながら、「将来」をより良く生きることができるよう、子ども・若者の「今」を支援することが必要です。

視点3 子ども・若者の状況に応じた支援に社会全体で重層的に取り組む視点

- 子ども・若者は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。子ども・若者が様々な困難や課題を抱えこまないためには、子ども・若者やその家族を社会全体で受け入れ、支えていく必要があります。
- それぞれの困難や課題には、複合的な原因や背景があることを十分に理解した上で、福祉、教育、雇用等のあらゆる分野がネットワークを作り、相互に連携して支援していくことが求められます。
- 次代の子ども・若者を育てていくのは、親や大人の責任です。大人一人一人が社会の一員としての役割と責任を自覚し、自らの行動で子どもに示していかなければなりません。

5. 計画の内容

目標Ⅰ 健やかな成長と自立に向けた支援

1 日常生活の支援

- 子ども・若者が成長・自立するための基礎づくりを支援するため、基本的な生活習慣や規範意識の形成に取り組みます。
- 子ども・若者が自らの心・身体の健康を維持することができるよう健康教育を推進するとともに、とりわけ思春期の子ども・若者に対しては、妊娠・出産・育児に関する教育を充実させます。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
1	若年者の健康支援スペース「鬼子母神plus」	平成27年11月池袋保健所1階に開設した「鬼子母神plus」は、若い方々の誰もが一生を通してこころもからだも健康に、また結婚・妊娠・出産・子育て等のライフプランニングを自らの力で行うことを目指して多様な発信をしています。月別に設定したテーマを中心に、様々な健康関連情報の展示も行っています。今後は、人工妊娠中絶や児童虐待の要因のひとつと考えられている「10代の望まない妊娠」を防ぐための啓発や、一部スペースを外部団体に貸出しすることなどを予定しています。	地域保健課 健康推進課 生活衛生課
2	若年者むけ（40歳未満）健診事業	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診（男性）、女性の骨太健診を実施しています。	健康推進課
3	先天性風しん症候群予防対策事業	妊娠を希望する女性もしくは、妊娠を希望する女性又は風しんの抗体価が低い妊婦のパートナー又は同居者に、風しん抗体検査の費用及び抗体価の低い方に対するMRまたは風しん予防接種費用の全額助成を行っています。	健康推進課
4	AIDS知ろう館	AIDSについて「正しく知り」「考え」そして「行動」できるよう学習するためのスペースです。エイズ対策普及啓発活動の拠点であり、個人での一般利用や学校および団体の利用など幅広く活用され、情報交換の場にもなっています。	健康推進課
5	YAコーナーの図書等の充実	区立図書館に10代の子ども・若者の優先閲覧席を整備し、YAコーナーの図書等を充実させています。	図書館課

2 職業的自立への支援

- ハローワーク等の関係機関や企業等と連携し、若者の就業支援に向けた取組を推進します。
- 職業体験等をはじめとするキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向け必要な基本的なマナーやコミュニケーション能力などの育成を図ります。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
6	就業支援事業	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋（池袋職業安定所）や東京しごと財団（東京都）、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。	生活産業課
7	インターンシップの受け入れ	自治体行政への理解・意識を深め、豊島区の子育て支援事業を体験し、今後の就職活動等に活かします。	子育て支援課

★国や東京都の関連事業

<p>◆わかものハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員雇用を希望する若者を対象に、職業相談・職業紹介のほか、各種セミナーを行っています。都内に3所（渋谷、新宿、日暮里）あります。 	国 (東京労働局)
<p>◆新卒応援ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。都内には2か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援します。 	国 (東京労働局)
<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じて支援しています。 ・カウンセリング・セミナーや各種イベントに加え、ハローワーク飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行うことにより、就職活動の各段階に応じ、きめ細かく若年求職者を支援しています。 	都 (産業労働局)



コラム① 就業支援事業

就職活動に悩む若者や女性などを対象に、面接会やセミナー・研修会を開催し、就職・転職をサポートしています。

ハローワーク池袋と共催の合同企業就職面接会では、採用を予定している区内の企業を中心に集め開催しています。また、面接会への参加が就職に結びつくよう、自分のセールスポイントの自己分析や、面接官とのコミュニケーション方法、履歴書の書き方などを習得してもらう面接対策セミナーを開催しています。

この他、企業の現場を実際に見学できる企業見学ツアーや若者を採用したい企業に向けたセミナーを開催し、就職希望者と求人企業の雇用のマッチングを促進しています。



〈企業見学ツアー〉



〈面接対策セミナー〉



〈合同企業面接会〉

3 社会的自立への支援

○子ども・若者が社会性や他者への思いやりを育む社会貢献活動や、スポーツや文化活動など、多様な活動を体験する機会を区政や地域活動の中で確保していきます。

○子ども・若者が気軽に利用できる居場所づくりを推進し、自主的な活動を支援するとともに、仲間づくりや世代間交流などを通じて社会性の形成を図ります。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
8	若者支援事業	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。	学習・スポーツ課
9	中高生センタージャンプの運営	中高生に学習の場や音楽やダンスの場、友人との語らいの場等の居場所を提供し、自主的な活動を支援する施設です。また、中高生の心身が傷つけられないよう、子ども家庭支援センターや豊島区子どもの権利擁護委員、学校などの関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	子ども課
10	子ども地域活動支援事業	中高生センタージャンプの利用者に対して、地域社会の大事な担い手として地域活動に参加できるよう、保育園での子育て体験や高齢者施設での介護体験などのボランティアの機会を提供し、参加促進の支援等を行います。	子ども課
11	「夏体験 ボランティア」受け入れ	豊島ボランティアセンター募集のボランティアを受け入れ、子ども家庭支援センター内でのボランティア体験を通じ、社会貢献の意欲を育てます。	子育て支援課
12	としまコミュニティ大学	豊島区と区内7大学（学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学）が協働で各大学の特色を活かした講座を開催し、学習の成果を地域につなげています。 多様な人と対等につながる事ができる「学びのコミュニティ」の支援もしています。	学習・スポーツ課
13	YA読書情報交換コーナーの充実	図書館利用者との読書情報交換のための掲示板を設置し、利用者の意見箱から収集した図書や読書に関する意見を掲示し、読書に関する情報交換を行います。	図書館課
14	YA向け読書活動促進行事の実施	ポップアップカードを作るワークショップ等各種行事をとおして、読書活動への動機づけを行います。	図書館課
15	図書館利用促進行事の実施	ビブリオバトル、ブックトーク、本の福袋、映画会等の行事をとおして、図書館の利用促進を図ります。	図書館課

コラム② 若者支援事業『ブックカフェ』

閉校施設を活用した懐かしい雰囲気の中、若者たちが安心して学びあえる「サードプレイス」を目指し、週6日、NPO法人いけぶくろ大明と協働で若者支援事業「ブックカフェ」を実施しています。利用者自らが壁一面の本棚や木の本棚を手作りしたり、常駐するコーディネーターとともに学びたいことを講座として実現したり、若者ととも「育てるブックカフェ」となっています。

ブックカフェは、何かをしてもいいし、何もしなくてもいい場所です。「つどう」「つながる」「やってみる」の3つのコンセプトをもとに、若者自身が自分らしい生き方を選ぶ力をつけられる機会を提供しています。

例えば「ライフデザインカフェ」では、様々な職業の方を招き、ここでしか聞けない体験談を話してもらい、講師と参加者が近い距離で意見交換しています。これまでも助産師、弁護士、コミュニティマネージャーなど幅広いジャンルの方が、ざっくばらんにお話ししてくれました。また、旧校庭を利用し野菜などを育てる「たいめいファームズプロジェクト」や子どもたちと映画をつくる「池袋子ども映画プロジェクト」、普段身近な人とはあまり話さないけれど、これからの人生につながることをゆるく話す会「おはなし会ことこと」など、定期的を開催しているものもあります。ぜひ一度足を運んでみてくださいね。



〈ブックカフェ絵画〉



〈子ども映画プロジェクト〉



〈ファームズプロジェクト〉

目標Ⅱ

困難を有する若者やその家族への支援

1 困難な状況への支援

①子ども・若者の貧困対策

- 生活保護受給者に対して就労による経済的自立を支援するとともに、生活困窮世帯の子ども・若者やその保護者に対して、生活困窮者自立支援法に基づき包括的な支援を行い、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。
- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等に、行政の支援が確実につながるようにするため、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップでの相談体制を推進します。
- 家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子ども・若者が教育を受けられるよう、学習支援に取り組みます。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
16	就労準備・社会参加支援事業	①早期の就労に阻害要因を抱える者への基礎能力の修得や就労体験支援等を行うことで就労に向けた基礎を築く支援を行います。 ②地域の活動やイベントに参加し、人との繋がりをもつとともに自信回復、自己肯定感及び自己有用感を醸成する支援を行います。	福祉総務課
17	家計相談支援事業	家計収支改善のアドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	福祉総務課
18	住居確保給付金	住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額（上限あり）を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。※利用要件があります。	福祉総務課
19	就労支援専門員支援事業	中学校を卒業した15歳以上の稼働年齢層（64歳まで）にある生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が面接を実施し、就労に対する基礎準備を行いつつ、ハローワーク（サンシャインハローワーク・本庁舎ワークステップとしま）と連携し、就労につながるよう援助を行い、自立を支援します。	生活福祉課 西部生活福祉課
20	子ども・若者支援事業	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携してひきこもり・親子関係・生活そのものの課題等の解消や学力向上を目指した学習会へのつなぎなどを行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。	生活福祉課 西部生活福祉課
21	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	子育て支援課

	事業名	事業内容	担当課
22	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、学習面・生活面の支援を行うことで、学力の向上、自己肯定感の助長・社会性の修得等を促進し、貧困の世代間連鎖を防止します。	子育て支援課
23	母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
24	母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座の受講や、学校に行く場合に給付金を支給します。	子育て支援課
25	福祉住宅	福祉住宅は、高齢者や障害者、ひとり親世帯のかたで、民間賃貸アパートなどに住んでいて、住宅にお困りのかたに供給する住宅です。障害者、ひとり親世帯向け住宅については、空き室が発生したときに募集を行います。	住宅課
26	奨学基金援護事業	生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学したかたまたは在学しているかたに対して、奨学金を支給します。	生活福祉課
27	就労意欲喚起事業	就労経験がないことや長期にわたり未就労であるなど様々な要因により、就労意欲が低いなど就労に対する課題の多い中学校卒業後の15歳から55歳までの生活保護受給者に対して、委託支援員が就労意欲の喚起を図り、就労を目指した支援を行います。	生活福祉課 西部生活福祉課
28	母子及び父子福祉資金貸付	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課
29	受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾などの費用や高校大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を目的とします。	福祉総務課

コラム③ 就労準備・社会参加支援事業 ～「ふくし祭り」や

早期に就労できない様々な阻害要因及び生きづらさをもつニート（長期離職者）やひきこもりの期間が長かった若者等に対し個別に面談を行い、状況を把握したうえで各種セミナー・体験就労・地域参加等のオーダーメイドによる支援プランを実施し、その都度面談を行い課題整理と今後の目標を共有することで、生活や就労の基礎能力を修得する支援を行っています。

また、定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者等に対する将来の進路に対し、困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラムを実施し、生活や将来に対する助言、就労支援、居場所づくり等を行います。

【事例1】ひきこもりの期間が長かった方（50代男性）

相談時状況

- ・家族 高齢の父と同居
- ・収入 父の年金と自宅一部の家賃収入
- ・状態 20年間の引きこもり
- ・相談経路 NHKの生活困窮者自立支援法特集を見て自ら来所
- ・課題 パニック障害、20年間無就労
両耳の間こえにくさ（受診なし）等

支援内容

- ・面談 23回
- ・体験就労 6回
例) 東京芸術劇場清掃、図書館の除草、ホテル清掃等
- ・地域参加 8回
例) 豊島区ふくし祭り、すすきみみずく作り、すすき皮むき、にゅー盆踊り等
- ・セミナー 24回
例) コミュニケーションセミナー、マナー研修等

支援開始からの変化

- ・就職活動開始→就職決定
- ・自立意欲の向上・改善、孤独の解消・緩和
- ・医療機関受診開始（耳：受診開始により状態改善、パニック障害：精神保健福祉手帳取得）等



〈地域参加（にゅー盆踊り）〉



〈地域参加（豊島ふくし祭り）〉



〈就労体験（東京芸術劇場）〉



「にゅー盆踊り」など、イベントを活用した取組み ～

【事例2】社会的ひきこもりの方（20代男性）

相談時状況

- ・家族 父・母と同居
- ・収入 本人の貯金を取り崩し
- ・状態 無職、精神的孤立
- ・相談経路 チラシを見て自來所
- ・課題 理解力乏しい、前職の人間関係への恐怖等

支援内容

- ・面談 15回
- ・体験就労 2回
例) 食パン工場、洋菓子製造
- ・地域参加 4回
例) ふくし健康祭り、すすきみみずく作り
すすき皮むき、にゅー盆踊り、きんぎょサロン
- ・セミナー 7回
例) コミュニケーションセミナー、声出し研修等

支援開始からの変化

- ・就職活動開始→就職決定（障害者枠、フルタイムアルバイト）
- ・自立意欲の向上・改善、孤独の解消・緩和
- ・医療機関受診開始（知的障害：療育手帳4度取得）等



〈その他就労体験の風景〉



〈その他就労体験の風景〉



〈地域参加（豊島ふくし祭り）〉

②ニート、ひきこもりへの支援

○ニート等の若者に対して、一人一人の状況に応じた専門相談や就労意欲の喚起等、職業的自立に向けて継続的な支援を推進します。

○関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かして支援する体制の整備や居場所づくりに取り組みます。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
30	就労準備・社会参加支援事業 (困難を抱える若者に対する 進路選択支援プログラム)	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者 に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活 動技術支援、居場所づくり等を行います。	福祉総務課
31	東京都ひきこもり サポートネット 窓口	東京都で実施している「ひきこもりサポートネット」 の一時受付窓口となり、訪問支援へつなげます。	子ども課
16	就労準備・社会参加支援事業【再掲】		福祉総務課
20	子ども・若者支援事業【再掲】		生活福祉課 西部生活福祉課
27	就労意欲喚起事業【再掲】		生活福祉課 西部生活福祉課

コラム④ 就労意欲喚起事業

様々な理由により、「就労経験がない」「長期にわたり未就労」といった被保護者に対して、支援員が一人ひとりとじっくり向き合い、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立ができるように支援を行っています。

支援を通して、日常生活リズムの形成や他者とのコミュニケーション能力などが向上するように、面接やセミナー、高齢者施設等でのボランティア活動、農業体験、作業体験などのメニューを用意し、就労に結びつくことができるように支援をしています。

例えば作業体験では、週に3回、1日2時間の日程を用意し、予約することなく参加できるようにしています。そうすることで参加できる機会が増え、他の参加者や支援員とコミュニケーションを楽しんだり、参加できたことで自信がついたりすることで、就職に対する意欲が高まることにより社会と関わる一歩を踏み出してもらえよう支援しています。

心に不安を抱えている方が多いため、支援員はそれぞれの悩みをじっくりと聞き、信頼関係を築いた上で、本人が前向きに取り組めるように支援をしています。



★国や東京都の関連事業

<p>◆地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）（厚生労働省認定事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施しています。 	国
<p>◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人などからのメール・電話等により相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関の紹介などを行っています。 ・平成26年度からは家庭等への訪問相談を開始し、都内全区市町村で申込受付を行っています。概ね5回の訪問を行い、必要な支援を見立てて支援機関につなぎます。※国が、都道府県及び政令指定都市への設置を促進する「ひきこもり地域支援センター」に位置付けられています。 	都 (青少年・治安 対策本部)
<p>◆東京都若者社会参加応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の自立支援に取り組むNPO法人等が、都が策定した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った事業を、適正かつ継続的に実施することができるかを評価して登録するとともに、登録制度に参加するNPO法人等が継続的・安定的に活動できるよう、支援技術や経営能力の向上に向けたサポートを行っています。平成28年度現在、17団体が都の協力団体として参加しています。 ・ひきこもり等の若者を支援している団体等を対象に、ひきこもり支援に資するセミナー等を開催するとともに支援団体間の交流の促進を図っています。 	都 (青少年・治安 対策本部)

③ 非行・犯罪に陥った若者への支援

○「更生保護サポートセンター」の活用等により、非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進します。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
32	保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の少年少女を臨時職員として採用することで、就労の場を提供し、立ち直り支援と再発防止を図ります。	人事課・子ども課
33	青少年相談事業	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターにおいて、週2回の青少年相談を実施します。	子ども課
34	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、運動のPRを行っています。	子ども課

★国や東京都の関連事業

<p>◆協力雇用主制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない人たちの事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力している民間の事業主の方々があります。 ・法務省や保護観察所と連携し、協力雇用主制度の普及・啓発を行い、非行歴のある少年の就労を支援していきます。 	都 (青少年・治安対策本部)
<p>◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。 	国 (東京労働局)



コラム⑤ 更生保護サポートセンター

更生保護サポートセンターは、保護司が地域の関係機関・団体と連携し、地域で更生保護活動を実施する拠点です。その多くは保護司会が市区町村、公的機関の施設の一部を借用する形で設置されています。

サポートセンターでは経験豊富な企画調整保護司が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

また毎週月曜日と金曜日の午前午後には青少年相談室を同センター内に開室しており、無料で誰でも非行、家庭内暴力、不登校等の青少年問題について相談できます。

他にも保護司を始めとする更生保護ボランティア団体の会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。

同センターが入る東池袋分庁舎には社会福祉協議会や生活福祉課もあり、福祉分野での情報共有、連携が取りやすい環境です。

今後は保護司の地域活動の拠点であるだけでなく、非行、犯罪が無くなる安心な街づくり拠点の一つとなることが理想です。



〈センター事務室〉



〈センター内の相談室〉

④ 障害のある若者支援

○障害のある子ども・若者の仲間づくり、スポーツ活動や文化芸術活動を実施できる機会の提供、就労支援など、社会参加や自立に向けた支援に取り組みます。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
35	発達障害者心理相談補助事業	発達障害に起因する主訴について区内大学のカウンセリング事業を本人、家族が利用する場合、相談を利用、継続しやすくするため、利用料の一部を助成します。	障害福祉課
36	障害者サポート講座	区民ひろばを会場に障害者に対する声かけ、手助けの方法の学習、障害疑似体験等を行い、障害者への簡単なサポート方法を学ぶための講座を開催します。	障害福祉課
37	スポーツのつどい	障害者とその家族が気軽に参加できるゲームなどを中心としたスポーツ競技を行います。屋外で体を動かすことを通じて、健康の増進と精神のリフレッシュを図ります。	障害福祉課
38	障害者文化活動推進事業	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの障害者美術展「ときめき想造展」等の開催、まるとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。	障害福祉課
39	余暇活動支援 (ほっと・サロン事業)	就労をしている障害者同士で、レクリエーションや食事会を通して、交流を図ります。	障害福祉課
40	就労促進支援事業	就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。ビジネスマナー講座を開催しマナーを身に付けていきます。企業実習を通して、職場体験をし適性な職業を見つけていきます。	障害福祉課
41	日曜教室 (つばさCLUB)	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	学習・ スポーツ課
42	チャレンジ雇用	障害者を非常勤職員として雇用して区の諸機関で職業体験を積ませることにより、民間企業への就労を容易にし、就労意欲のある障害者の雇用を促進します。	人事課 障害福祉課
43	点字図書・録音図書・テキストダイジェスト等の充実	視覚に障害がある若者のために、ボランティアの協力により点字図書・録音図書・テキストダイジェスト等を製作・購入し、点字図書館の蔵書を充実します。	図書館課
44	マルチメディアダイジェストの充実	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアダイジェストの活用により、読書環境を整備します。	図書館課



コラム⑥ 障害のある若者の就労支援

就労に向けての支援

- ・実習… 職場体験実習の機会を提供します。企業実習では初めての環境で、仕事の体験をします。
- ・マナー講座… 社会人として求められるビジネスマナーを身に付けます。
(年5回 障害別 申し込み制)
- ・面接対策… 応募書類作成の支援や、面接の練習をします。

就労中の支援

- ・面談… 仕事をしていく中で、悩みや困り事の相談ができます。(要予約)
- ・会社訪問… 実際の職場の様子をうかがい、ご本人と会社との連携を図っていきます。
- ・余暇支援… 「就労者の集い」(精神・身体障害の方) 「にこにこ笑顔会」(知的障害の方) * 障害別 隔月第4金曜日午後6時から
「ほっと・サロン」(知的障害の方)
* 第1・4土曜日 AM10時～PM3時
豊島区心身障害者福祉センターにて実施 * 登録制 (年に1回応募)
働く仲間とともに、レクリエーションや会話を楽しむ事で働く気持ち高め意欲の向上を図ります。



〈「にこにこ笑顔会」の様子〉

⑤ 特に配慮が必要な若者支援

- 出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談や支援を行い、親になることに関する教育を推進します。
- 性的指向やトランスジェンダーなどを理由として困難な状況におかれている者等、配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
45	若年者の出産支援 (ゆりかご・としま事業)	妊娠届出時に保健師等がゆりかご面接を実施し、ゆりかご支援計画を作成するなど、地区担当の保健師がコーディネーターとなって心身ともに健康に出産を迎えられるよう支援するとともに、出産後には子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うために専門相談員による「おめでとう面接」を実施しています。	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課
46	入院助産	入院して出産する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦に対して、指定病院での出産費用の全部またはその一部を助成します。	子育て支援課
47	フリーダイヤルによる 電話相談	フリーダイヤルの相談電話番号を載せたカードを作成し、保健所で配布する母子保健バックに入れ妊産婦に周知し、相談を受けています。	子育て支援課 (東部子ども家庭 支援センター)
48	性的少数者 (セクシュアル・マイノリティ) の人々への理解促進	LGBTなど性的少数者への差別や偏見の解消を目指して、LGBTの情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	総務課 男女平等推進 センター
1	若年者の健康支援スペース「鬼子母神plus」【再掲】		地域保健課 健康推進課 生活衛生課

★東京都の関連事業

◆女性の健康等に関する相談

- ・電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応しています。

都
(福祉保健局)

コラム⑦ 若年者の健康支援スペース「鬼子母神 plus」 ゆりかご・としま事業

全国的な人口減少問題に先駆的に取り組むため、平成26年度、出産前からの切れ目ない子育て支援を展開していく「鬼子母神プロジェクト」をスタートさせました。としまF1会議を開催し、「としま育児サポート手帳」の配布や結婚から出産・子育て応援サイト「としま見る知るモバイル」の開設、妊産婦を対象とする歯科検診などのほか、27年5月には池袋保健所1階を改修し、女性のライフプラン形成や若者全体への健康支援に関する情報発信スペース「鬼子母神 plus」をオープンさせました。27年11月にリニューアルオープンし、毎月健康情報の展示内容を更新したり子どもさんを遊ばせることができるプレイマットを設置したりしています。平成29年度はスペースを一部外部団体に貸し出しする予定です。

また「ゆりかご・としま事業」では、妊娠届出時に助産師、保健師がゆりかご面接を実施し、ゆりかご支援計画を作成するなど、心身ともに健康に出産を迎えられるよう支援するとともに、出産後には子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うために専門相談員による「おめでとう面接」を実施しています。面接を受けた方に、妊娠・出産に関わるグッズやおもちゃなどを贈呈しています。



〈鬼子母神 plus〉



〈ゆりかご面接〉



〈誕生お祝い品〉

オルゴール入りのお人形（上）、木のおもちゃ（左）

2 被害防止と保護

○若者の死因のトップとなっている自殺を防ぐ体制の充実、若年層において増加しているDVの予防啓発及び被害者支援の充実を図ります。

○メディアリテラシーを身につけ、情報モラルを養うことを通じ、被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
49	自殺・うつ病の予防対策	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺予防対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	健康推進課
50	デートDV予防教室	顕在化してきているデートDVについて、将来、深刻な配偶者間のDVにつながらないようにしていくために、若年層への周知啓発を行います。予防対策として、区立中学生を対象に「デートDV予防教室」を実施します。	男女平等推進センター
51	緊急一時保護	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性や母子の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
52	子どもを守るインターネット等利用講座	警察署及び地域団体等と連携を図り、子どもが携帯電話やインターネットを利用する際に必要なルールやマナー及びフィルタリングの知識等を学ぶ講座を実施します。	防災危機管理課
53	不健全図書类等規制対策事業	「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書类等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。	子ども課

★東京都の関連事業

<p>◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。 	都 (福祉保健局)
<p>◆インターネット利用適正化促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノの被害を防止するため、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの利用促進やインターネット利用のルールづくりを進めます。 	都 (青少年・治安対策本部)

<p>◆エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」</p> <ul style="list-style-type: none"> 池袋保健所「AIDS知ろう館」に設置された、若者を中心としたあらゆる人が、いつでもHIV／エイズとその周辺にある多くの課題を知るために、資料を見たり、オープンに話をする場です。都内の青少年センターや大学等へも出張し予防啓発活動を実施しています。 学生団体やボランティア団体等と連携して、大学祭やイベント等で啓発を行うとともに団体間のネットワーク構築の支援を行っています。 	<p>都 (福祉保健局)</p>
<p>◆DV、ストーカー被害等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 警視庁、関係機関等と連携し、DV、ストーカー、ちかん、盗撮等女性特有の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談、連絡先を記載したリーフレットを作成・配布し、大学生、専門学校生等に対し、広く注意喚起を行っています。 配偶者暴力やデートDVの未然防止のため、配偶者や交際相手からの暴力に関するパンフレットやPRカードの配布、講演会等を実施しています。 	<p>都 (警視庁 青少年・治安 対策本部 生活文化局)</p>

コラム⑧ 自殺・うつ病の予防対策

帝京平成大学 大学院生との協働

「若者のいのちを守る」ハートプロジェクト



近年、自殺死亡率は減少傾向にあります。子ども・若者の自殺死亡率は、横ばいあるいは、微増傾向にあります。現在、本区では自殺・うつ病の予防対策委員会の設置、自殺・うつ病の予防に関する普及啓発活動、自殺データの分析や予防活動の評価、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築等を行っています。さらに、若者に特化した自殺予防対策としては、地域貢献に積極的な帝京平成大学大学院臨床心理学研究科の大学院生と一緒に「若者のいのちを守る」ハートプロジェクトを実施して、自殺予防啓発カード(花のメッセージカード)や相談窓口一覧の作成・配布による普及啓発活動を行っています。

実際、自殺行為に及ぶ子ども・若者の多くが、周りの大人たちに対して、救いを求める必死の叫び声をあげています。その声に気づき、SOSを的確にとらえ、もし自殺の危険を察知したら、正面から向き合い真剣に関わっていくことが大切です。

また、子ども・若者の自殺行為はたったひとつの原因から生じるのではなく、様々な複雑な問題が重なって起きています。

誰かがひとりだけで、自殺の危険の高い子どもを支えることはできません。きめ細かな対応を進めていくには、学校、家庭、他の関係機関、地域の人々がそれぞれの立場で協力して、子どもが危機を乗り越えるのを手助けする必要があります。それぞれの能力と限界を見きわめながら、子どもを守るという視点を忘れずに、協力体制を構築し、予防対策を推進していきます。



目標Ⅲ

社会全体で支えるための環境整備

1 地域における支援

- 地域の中で困難を有する子ども・若者を早期に発見・支援するための取組を推進します。
- 子育て経験者、様々な経験を有する高齢者等による子ども・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進めるとともに、NPO、企業等の参画を促進します。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
54	コミュニティソーシャルワーク事業	誰もが住み慣れた地域の中でその人らしい暮らしができるように「新たな支え合い」の仕組みづくりを行うため、高齢者総合相談センター圏域を単位とし、圏域内の地域区民ひろばを拠点にコミュニティソーシャルワーカーを配置しています。	福祉総務課
55	民生委員・児童委員事業	乳幼児や児童のいる家庭の生活を見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じて相談・支援を行います。ケースによっては区に対して的確な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。	福祉総務課
56	地域福祉サポーター	社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の視点で支え支えられる社会を実現していくため、身近な地域の中で悩みや不安を持つ人々への気づきや声を掛け合い、CSW等と連携して活動する「地域福祉サポーター」を募り、住民参加の支え合いのシステムを構築していきます。	社会福祉協議会
57	区民活動センター管理運営	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流を支援・促進するため、区民活動センターを設置し、その管理運営を行います。（同センターは平成29年度にとしま産業振興プラザ内に移転し、名称を「地域活動交流センター」に変更します。）	区民活動推進課
58	青少年育成委員会運営	12の地区青少年育成委員会が、地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は、各地区が行う健全育成事業への補助金支出や委員の資質向上のための研修会を実施しています。	子ども課
34	社会を明るくする運動【再掲】		子ども課
8	若者支援事業【再掲】		学習・スポーツ課

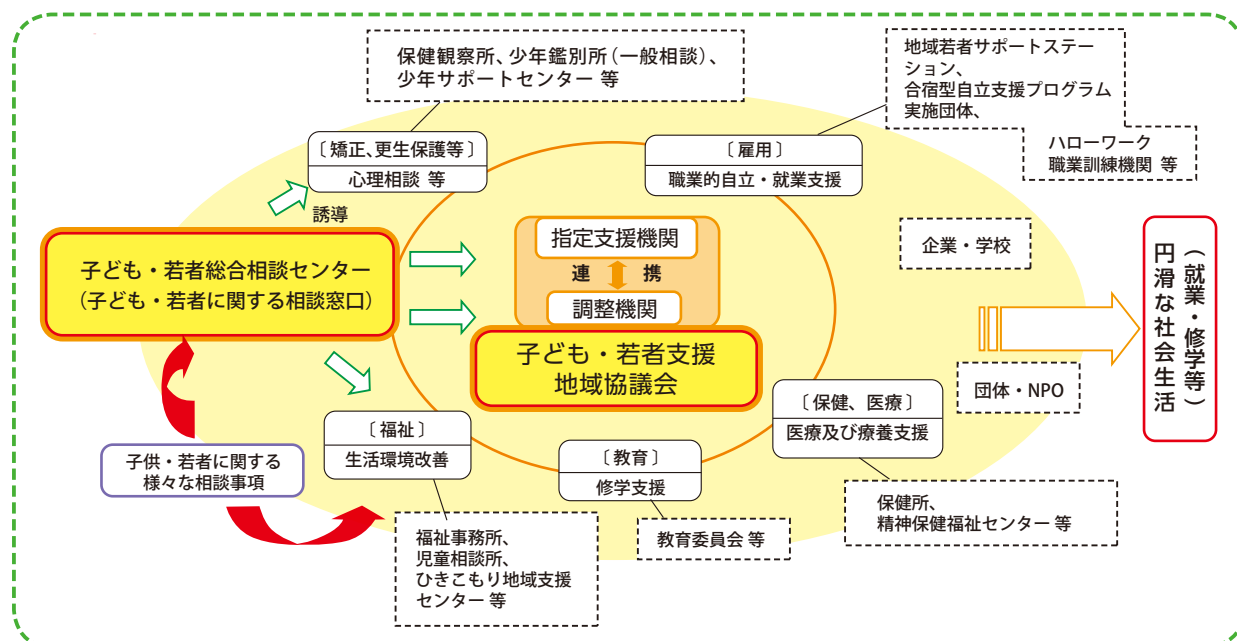
2 関係機関の連携強化

○年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」、関係機関・団体が個々の子ども・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」の構築を推進します。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
新規 59	若者支援ネットワークの構築 (子ども・若者支援地域協議会)	子ども・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行うため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子ども・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携するネットワークを構築します。	子ども課
60	生活困窮者自立支援事業 (支援調整会議の開催)	子どものいる世帯者の相談に対し、支援に関わるくらし・しごと相談支援センター関係者や関係機関事業者等が、親と子ども両者の支援プランを策定する会議を定期的で開催しています。その他情報共有及び支援方針を調整することで最適な支援を継続できるよう関係者と検討しています。	福祉総務課
61	豊島区子育てネットワーク会議	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。	子育て支援課
62	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	福祉総務課
63	子ども食堂ネットワーク	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」の情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	子ども課
8	若者支援事業【再掲】		学習・スポーツ課

【子ども・若者支援地域協議会のイメージ図】



コラム⑨ としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」

複合的な課題をもつ生活困窮世帯の子どもと保護者に対し、アウトリーチ（家庭訪問）等により生活実態を把握し、子どもの生活環境・教育環境の改善のための支援及び助言を行います。

また、豊島区内で無料の学習支援を行う支援団体をネットワーク化し、「としま子ども学習支援ネットワーク（通称：とこネット）」を設立。共通の課題に対する解決法の共有や情報交換、惣菜パン等の食糧支援等により、学習支援団体を支援しています。

その他、子どもの貧困問題に対する機運を醸成するための講演会を開催しています。



〈とこネット会議〉

豊島区生活困窮世帯の子どもの学習支援
OS1-1としま子ども学習支援ネットワーク

第2回
子どもの貧困
～貧困の連鎖を断ち切るために～

一人に一人が貧困・不安、「子どもの貧困」が社会問題になっています。豊かはずの日本も、なぜ多くの子どもが貧困状態にあるのでしょうか。貧困の子どもを救うには、経済や教育の両面に触れながら、子どもの貧困は何か問題なのか、いま私たちは何ができるのか、考えの機会をします。

講師 新井直之氏（NHK報道番組ディレクター）

日時 平成28年 10月2日(日) 13:00-15:00

会場 豊島区生活産業プラザ 6階 多目的ホール

定員 80名(先着順) ・参加無料
・申込方法は裏面

豊島区 民権館新館 福祉総務課 自立就業グループ
TEL: 03-4566-2453 Email: A0328492@city.toshima.lg.jp
FAX: 03-3991-1903

〈「子どもの貧困」講演会〉

としま子ども学習支援ネットワーク（無料学習会）MAP [Ver.2]

★ボランティアは随時募集しています。
★変更があることもありますので、詳細はお問合せください。

ちゅうりつぷ学習会
【対象】小学生など（中学生応相談）
【実施日】月2回程度（平日1回、土曜日1回）
夏休み・冬休み期間
【会場】菊がおる園（西薬師2-30-19）

放課後子屋@大塚北口商栄会
【対象】小学生・中学生
【実施日】毎週水曜日（長期休暇等は除く）
17:00～19:00
【会場】さのやJ&Bビル3階会議室（北大塚3-33-12）

クローバー朋有
http://clovertoshima.wixsite.com/toshimaku-clover
【対象】小学生・中学生
【実施日】毎週水曜日
小学生：15:30～17:00
中学生：17:00～19:00
【会場】小学生：区民ひろば朋有
中学生：区民ひろば朋有、ジャンプ東池袋

ジャンプ東池袋
JumpStudy *自習用と和室を開放
【対象】中学生・高校生
【実施日】木曜日を除く、月曜から金曜日
17:30～19:00
【会場】ジャンプ東池袋(東池袋2-38-10)

WAKUWAKU 勉強会
WAKUWAKU にほんごべんきょう会
http://www.toshimawakuwaku.com/
【対象】小学生・中学生
【実施日】毎週火曜日 勉強会：15:00～20:00
にほんごべんきょう会：16:00～18:00
【会場】池袋第二区民集會室(池袋4-21-10)

にじいろ学習会
【対象】池袋本町小学校を中心とした児童（中学生応相談）
【実施日】夏休み：7日間、冬休み：2日間
【会場】池袋本町第二区民集會室（池袋本町1-40-7）

あおぞら学習会
☆ボランティア募集のみ受付けております。
【対象】千早小学校の児童
【実施日】毎週木曜日（長期休暇等は除く）
14:50～16:30
【会場】千早小学校（千早3-33-5）

みみずく学習会
【対象】南池袋小学校2年生～6年生の児童
【実施日】毎週金曜日（長期休暇等は除く）
2年生：14:45～15:30
3年生以上：15:45～16:40
【会場】南池袋小学校（南池袋3-18-12）

ガチゼミ
http://www.kidsdoor.net/
【対象】高校生
【実施日】第2・4日曜日、13:00～17:00
季節講習（春期・夏期・冬期）
【会場】がんばれこども村（雑司が谷3-12-9）

クローバー
http://clovertoshima.wixsite.com/toshimaku-clover
【対象】小学生・中学生・高校生
【実施日】毎週水曜日
小学生：16:30～18:00
中学生：16:30～19:00
【会場】上池袋第一まちづくりセンター（上池袋2-26-7）

ジャンプ長崎 学習支援
【対象】中学生・高校生
【実施日】英語：毎週金曜日 17:00～19:00
数学：毎週火曜日 17:00～19:00
※数学は講師の都合により実施されない場合あり、要事前確認
※自習用に学習室あり
【会場】ジャンプ長崎（長崎2-24-13）

たけのこクラブ
【対象】小学生
【実施日】毎週火曜日 17:00～19:00
【会場】区民ひろば高松内 区民集會室（高松2-25-9）

3 相談体制の充実と情報発信

- 若者支援に関する包括的な相談窓口の設置について検討します。
- 現行の各種相談体制の充実を図るとともに、アウトリーチ型の支援が行えるような体制の整備を検討します。
- 困難な状況にある子ども・若者やその家族まで支援情報が的確に届くよう、情報提供を行います。

(計画事業)

	事業名	事業内容	担当課
新規 64	若者総合相談事業	誰でも気軽に利用できるような包括的な相談機能を設け、そこを端緒に様々な関係機関・団体が連携してチームとして子ども・若者を支援する体制を整備します。	子ども課
65	人権擁護委員の携帯電話相談	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもからのいじめなどの相談を、携帯電話を使い、24時間・365日実施しています。	区民相談課
66	自立相談支援事業(くらし・しごと相談支援センター)	経済的な困窮のみならず、生活的・社会的な困窮について様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。	福祉総務課
67	健康相談事業	「健康相談(保健・栄養)」、「女性のための専門相談」等予約制の相談のほか、電話による随時の健康相談を実施しています。	健康推進課 長崎健康相談所
68	こころの相談	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、月1回予約制で精神科医による専門相談を行っています。	健康推進課 長崎健康相談所
69	家族のための家族問題相談	ひきこもりがち、仕事に行けない、家庭内暴力、飲酒がとめられない、薬物を使っているなど、ご家族のこころの不調でお困りの方に月1回予約制で精神保健福祉士による相談を行っています。	健康推進課
70	HIV(エイズ)・性感染症／検査・相談事業	HIV検査は無料・匿名で月1回、希望者には梅毒・クラミジア・淋病検査を同時実施します。エイズ・性感染症に関する電話相談等は随時お受けしています。	健康推進課
71	池袋保健所B型・C型肝炎ウイルス検査事業	ウイルス性肝炎の早期発見のため検査を実施し、陽性の方には専門医療機関紹介、療養相談を行なっています。	健康推進課
72	子ども・家庭・女性相談	交際相手からの暴力や妊娠など若年の方が抱える悩みを含め、女性のあらゆる相談に応じ、問題解決への支援を提供します。*必要により緊急一時保護を実施。	子育て支援課
73	子育てインフォメーション	子育て全般に関する情報の提供や相談を受け、必要に応じて関係機関へ繋がっています。	子育て支援課
74	子どもに関する相談事業	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	東部子ども家庭支援センター・西部子ども家庭支援センター

	事業名	事業内容	担当課
75	子どもからの専用電話相談	子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	東部子ども家庭支援センター
76	消費生活相談	契約上のトラブル、悪質商法による被害の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内しています。	生活産業課
77	一般相談・DV相談	女性をとりまく様々な問題の相談を受けています。また、DVやデートDVの相談窓口を設置するとともに、リーフレットや相談カードを配布しています。	男女平等推進センター
78	専門相談（法律・こころ・DV）	女性を対象に、それぞれの専門家が予約制で相談を受けています。	男女平等推進センター
新規 79	支援機関マップの作成	相談・支援機関などの社会資源の把握を行い、支援機関マップを作成し、困難を有する子ども・若者やその家族に情報が届くよう、情報提供に努めます。	子ども課
新規 80	子ども・若者への情報提供の充実	インターネット等を活用して、子ども・若者に対する支援情報の提供に努めます。	子ども課
新規 81	関係者への情報提供	困難を有する子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、ひきこもり等の研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	子ども課

★東京都の関連事業

<p>◆東京都若者総合相談「若ナビ」</p> <p>・主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独など、特定の悩みが明らかでない相談を継続的に受け止め、解決に向けて助言することにより、若者の社会的自立を後押しします。</p>	都 (青少年・治安対策本部)
<p>◆「東京都いじめ相談ホットライン」</p> <p>・24時間体制で、いじめ相談対応の専用電話を設置しています。</p>	都 (教育庁)

【(仮称) 若者総合相談事業のイメージ図】



コラム⑩ DV 予防・相談

パートナーからの暴力を、ドメスティック・バイオレンス (DV) といいます。DVは殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、大声で怒鳴る・何を言っても無視して、長時間口をきかないなどの精神的なもの、性行為を強要するなどの性的なものが含まれます。パートナーからの暴力に加えて、近年では、交際相手からの暴力 (いわゆる「デートDV」) 被害も増えています。女性の約5人に1人、男性の約10人に1人は交際相手からの被害経験があります。

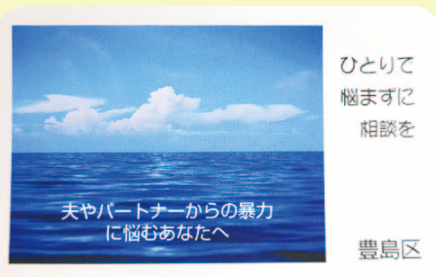
平成26年国の調査によると、デートDVの認知度は、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」、「言葉があることを知らなかった」を合わせると6割を超えています。

配偶者等からの暴力の理解を深め、被害の未然防止を図るため、国が実施する「女性に対する暴力をなくす運動」、区立中学生を対象に実施する「デートDV予防教室」など様々な機会を通して普及啓発活動を行っています。

また、DV被害者の早期相談・早期発見に繋がるよう、DV相談カード及びデートDV相談カードを作成・配布して相談機関の周知を図り、一般相談・DV専門相談を実施しています。



〈デートDV相談カード〉



〈DV相談カード〉



〈区立中学校デートDV予防教室〉

第4章

計画の推進に向けて

1. 区民や地域団体等との協働の推進

○次代を担う子ども・若者の健やかな成長や自立に向けた支援を推進していくには、行政施策だけでは限界があり、地域全体での取組、支え合いが不可欠となってきます。そこに暮らす区民やNPO法人、地域団体、企業等の主体的な活動展開を支援するとともに、協働・連携のための仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築の取組について検討します。

2. 関係機関との連携の強化

○多岐にわたる子ども・若者や家庭を取り巻く諸状況に的確に対応し、総合的かつ効果的な施策の推進を図っていくため、国、東京都、近隣の自治体、地域の大学、事業者など関係機関との連携を強化していきます。

3. 施策への子ども・若者の意見の反映

○ 施策の推進にあたり、当事者である子ども・若者自身が主体的に関わり、意見が反映されるように配慮します。

4. 推進体制・計画の進行管理

○若者支援ネットワーク（子ども・若者支援地域協議会）を設置し、子ども・若者の状況に応じた支援を推進していきます。

○福祉・保健・教育・商工等の関係課で組織している「子どもの施策調整会議」において、事業の実施状況の把握や連絡調整を図り、総合的・効果的に施策を推進していきます。

○本計画の進行管理にあたっては、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」を中心に行い、各年度において実施状況を把握・点検しつつ、その後の施策の推進を図っていきます。その際、より効果的で、きめの細かい点検・評価のシステムを組み込むことで、利用者の視点に立った評価手法の導入、区民意見の反映や区民参加の促進に取り組んでいきます。

○計画の進捗状況については、毎年1回、広報紙や区ホームページ等を通じて広く区民に公表していきます。

資料編

1. 委員名簿と審議経過

第 29 期 豊島区青少年問題協議会委員名簿

【敬称略】

選出区分		氏 名	備 考
会長	関係行政機関の職員	水 島 正 彦	豊島区副区長
副会長	関係行政機関の職員	三 田 一 則	豊島区教育長
委員	区議会議員	細 川 正 博	区議会議員
		根 岸 光 洋	
		清 水 みちこ	
		村 上 典 子	
	学識経験者	鈴木 一 義	巣鴨防犯協会
		中 村 丈 一	町会連合会
		西 川 順 子	民生委員・児童委員協議会
		恩 田 節 子	保護司会
		石 川 智 枝 子	青少年育成委員会連合会
		玉 木 泰 司	小学校 PTA 連合会
		明 石 雄 次	中学校 PTA 連合会
		松 田 文 子	スポーツ推進委員協議会
		北 條 覚	小学校校長会 (H28.3.31 まで)
		坂 本 晃 治	小学校校長会 (H28.4.1 より)
		高 橋 重 樹	中学校校長会 (H28.3.31 まで)
		紅 床 直 也	中学校校長会 (H28.4.1 より)
		前 田 一 男	大学関係等 (立教大学教授)
		安 西 信 雄	大学関係等 (帝京平成大学教授)
		小野里 隆	池袋公共職業安定所 (H28.3.31 まで)
		三 澤 秀 滋	池袋公共職業安定所 (H28.4.1 より)
		高 井 春 菜	一般公募委員
		永 谷 厚 子	一般公募委員
	関係行政機関の職員	岡 野 祐 資	巣鴨警察署長 (H28.2.28 まで)
		宇都宮 孝 夫	巣鴨警察署長 (H28.2.29 より)
		今 井 啓 義	巣鴨少年センター所長 (H28.11.17 まで)
		庄 司 隆	巣鴨少年センター所長 (H28.11.18 より)
		吉 末 昌 弘	豊島区保健福祉部長
		石 橋 秀 男	豊島区子ども家庭部長 (H28.3.31 まで)
金 子 智 雄		豊島区子ども家庭部長 (H28.4.1 より)	
天 貝 勝 己		豊島区教育委員会事務局教育部長	

第29期 豊島区青少年問題協議会	
平成27年11月	第1回 (11.18) (1)子ども・若者計画の策定についての諮問 (2)第29期 豊島区青少年問題協議会の運営について (3)豊島区子ども・若者計画の策定について (4)豊島区子どもプラン 次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況について
平成28年3月	第2回 (3.28) (1)豊島区子ども・若者計画（骨子案）について (2)若者へのアンケート及びヒアリングの実施について (3)計画策定までのスケジュールについて
平成28年11月	第3回 (11.18) (1)豊島区子ども・若者計画（素案） (2)豊島区子どもプラン 平成27年度実施状況について
平成29年3月	第4回 (3.17) (1)パブリックコメント (2)豊島区子ども・若者計画（案） (3)豊島区子ども・若者計画の策定について答申



第 29 期 豊島区青少年問題協議会専門委員会 委員名簿

【敬称略】

職名	氏 名	備 考
委員長	前 田 一 男	立教大学教授
委員	安 西 信 雄	帝京平成大学教授
	小野里 隆	池袋公共職業安定所 (H28.3.31 まで)
	三 澤 秀 滋	池袋公共職業安定所 (H28.4.1 より)

第29期 豊島区青少年問題協議会 専門委員会	
平成27年12月	第1回 (12.21) (1) 豊島区子ども・若者計画の体系について (2) 今後の検討スケジュールについて
平成28年2月	第2回 (2.19) (1) 若者施策の実施状況について (2) 子供・若者育成支援推進大綱について (3) 若者へのアンケート及びヒアリングの実施について (4) 今後のスケジュールについて
平成28年6月	第3回 (6.15) 若者支援に関する講演
平成28年7月	第4回 (7.28) (1) 若者へのヒアリング調査 中間報告 (2) 子ども・若者計画(素案)の検討 (3) 今後のスケジュールについて
平成28年10月	第5回 (10.14) (1) 子ども・若者計画(素案)の検討 (2) 今後のスケジュールについて
平成29年2月	第6回 (2.14) (1) パブリックコメント実施結果 (2) 子ども・若者計画(案)の検討

2. 関係法令

(1) 豊島区青少年問題協議会条例

昭和31年3月10日
条例第4号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員若干名をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 前条第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

(会長及び副会長の設置及び権限)

第4条 協議会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は会長が招集する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

(定員数及び表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要なことは、区長が定める。

附 則

この条例は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年7月15日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月12日条例第70号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 子ども・若者育成支援推進法

平成21年7月8日法律第71号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健全やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念のっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健全やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健全やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、

及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念のっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
- イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
- ロ 子ども・若者の健全やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
- ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援について

の計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための支援

（関係機関等による支援）

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようになるために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようになるための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（人材の養成等）

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等の中から一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要

な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二條 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六條 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八條 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九條 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十條 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一條 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二條 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三條 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四條 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(3) 子供・若者育成支援推進大綱

平成28年2月9日
子ども・若者育成支援推進本部決定

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

第1 はじめに

子供・若者は、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在である。一人一人の子供・若者が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、全ての子供・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。その際には、一人一人の子供・若者の立場に立って、児童の権利に関する条約等に示されている子供・若者の人権の尊重及び擁護の観点も踏まえ、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての適確な理解の下、最善の利益が考慮される必要がある。

我々は皆、自らの行動を通じて、次代を担う子供・若者に正義感や倫理観、思いやりの心を育むことができる。さらに、あらゆる子供・若者に自立の機会と活躍の場を用意するために、それぞれの子供・若者の置かれた状況等にきめ細かに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することにより、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共生社会の構築に一層の関心を払うべきである。

我々は、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総掛かりで目指していく。

(家庭を巡る現状と課題)

三世帯世帯が減少する一方、ひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなり、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要である。特に、ひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断つための取組を着実に実施する必要がある。また、児童虐待については、児童相談所における相談対応件数や警察における検挙件数が増加しており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

子供・若者の置かれた家庭環境は多様であり、個々の状況を踏まえ、子供・若者やその家族に適切に対応することが求められる。

(地域社会を巡る現状と課題)

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子供の健やかな成長に重要な役割を有している。しかしながら、近所付き合いをする人数が減少傾向にあるほか、町内会・自治会に参加していない人の割合が増加傾向にあるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やNPO等が子供・若者育成支援を支える担い手として

活躍する共助の取組を促進する必要がある。

(情報通信環境を巡る現状と課題)

急速なスマートフォンの普及、新たな情報通信サービスの出現等、子供・若者を取り巻く情報通信環境は常に変化し続けている。特に、インターネットの急速な普及は、子供・若者の知識やコミュニケーションの空間を格段に広げる可能性をもたらす一方で、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の増加等、負の影響をもたらす両刃の剣ともなっている。

また、現実社会とは別に、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を介してインターネット上に新たなコミュニティが形成されており、大人の目の届きにくいネット上のいじめが多数報告されているほか、ネット依存も指摘されている。

(雇用を巡る現状と課題)

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが必要である。経営環境のグローバル化・情報化等による経済社会構造の変化に伴い、より高度な能力を有する人材が求められている。一方、新規学卒者の一括採用という雇用慣行の中、新規学卒時に非正規雇用の職に就く場合又は進学も就職もしない場合には、その後も十分な就業機会や職業能力開発の機会を持ちにくく、社会の中で不安定な状態から長く脱出できないとの指摘がある。

このため、各学校段階を通じて社会的・職業的自立に必要とされる能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外でも職業能力開発の機会の充実を図ることが重要である。

さらには、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により若者の雇用安定化と所得向上に取り組むことが重要である。

政府においては、平成22年4月の子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け同年7月に作成した「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、これまで各種施策を実施してきたところである。

同ビジョンでは、おおむね5年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成26年7月、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、大綱の見直しに向け、「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」を取りまとめ、また、平成27年11月、新たな大綱の策定に向け、「新たな大綱に盛り込むべき事項について（意見の整理）」を取りまとめた。

同報告書においては、困難を有する子供・若者について、生まれてから現在に至るまでの育成環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていること等が指摘された。

ここに、上述の課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、同ビジョンに代わる新たな大綱を作成するものである。

第2 基本的な方針

本大綱においては、「第1 はじめに」で記載した状況認識等を踏まえ、特に次の課題について重点的に取り組むこととする。

(1) 全ての子供・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣について、乳幼児期に家庭を中心に形成されるように支援するとともに、学力の向上、体力の向上、情報通信技術の適切な利用を含むコミュニケーション能力の育成、規範意識や思いやりの心の涵（かん）養に取り組む。また、キャリア教育等を通じて、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図る。さらに、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により、若者の雇用安定化と所得向上に取り組む。

また、子供・若者が自らの心・身体の健康を維持することができるよう健康教育を推進するとともに、とりわけ思春期の子供・若者に対しては、妊娠・出産・育児に関する教育を充実させる。子供・若者が自らの心身や権利を守るためには、主体的に相談し支援を求める能力を持つことが重要であることから、困難を抱えた場合における相談先についての広報啓発、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等を通じて、自ら考え自らを守る力を育成し、困難な状況に陥らないよう予防を図る。

子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供や助言を行う拠点（法第13条に基づく子ども・若者総合相談センター）の機能が全国で確保されるよう、地方公共団体その他の関係団体を支援する。

(2) 困難を有する子供・若者やその家族の支援

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見直し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、法第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備を推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体を中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

また、困難を有する子供・若者やその家族が抱える問題に応じて、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）を充実させる。

さらに、子供の貧困については、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、対策を一層推進するとともに、児童虐待については、その発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護・自立支援に至るまでの一連の対策の更なる強化を図る。このほか、虐待を受けた子供などをより家庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護の推進を図る。

(3) 子供・若者の成長のための社会環境の整備

全ての就学児童が放課後等を安全に安心して過ごし、地域住民の参画を得て体験・交流活動を行う活動拠点の充実を図る。また、子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社

会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実を図る。

子供・若者によるインターネット利用の急速な普及・浸透を踏まえ、商品・サービスを提供する民間企業を始めとする全ての組織、個人が、当事者意識を持ってそれぞれの役割を果たし、相互に協力・補完しながら、安全で安心な環境の整備に取り組む。

保護者が子供と向き合う時間を持つことができるよう、また、若者が自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、企業を含む社会全体で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を推進する。

(4) 子供・若者の成長を支える担い手の養成

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者等による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進めるとともに、NPO、企業等の参画を促進し、官公民の連携による地域における共助機能の充実を図る。

子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において子供・若者育成支援に携わるコーディネーターの養成を図る。子供・若者の成長に関わる様々な専門職の養成・確保に努めるとともに、専門性を高めるための研修の充実、専門職の間での連携を図る。

(5) 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

グローバル化が進行する社会に必要なとされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する。また、科学技術人材を育成するために、理数好きな子供の裾野を拡げ、子供の才能を見出し伸ばす施策を充実する。さらに、情報通信技術の進化に適応し活用する人材、国際的に活躍する次世代の競技者、新進芸術家等の育成を図る。

地方公共団体、地元企業、大学等が連携し地域産業を担う若者を育成するとともに、地域に居住して地域おこしに取り組む若者を支援するなど、地域で活躍する若者を応援する。このほか、社会に貢献する子供・若者に対する内閣総理大臣表彰を創設する。

第3 基本的な施策

1 全ての子供・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

① 日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。

(規範意識等の育成)

規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、道徳教育の充実、非行防止教室の開催、インターネットの適切な利用に関する学習活動や発表・討論を取り入れた学習活動を推進する。

(体験活動の推進)

豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

(読書活動の推進)

国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。

学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。

社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。

(体力の向上)

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進する。

(生涯学習への対応)

多様な学習ニーズに対応する取組や、学習した成果が適切に評価されるための仕組みを作る取組等を推進する。また、学び直しなどを通じて男女の別なくキャリアを伸ばせる環境の整備を推進する。

② 学力の向上

(知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立)

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けて、アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進などを行う。

(基礎学力の保障等)

小中学校段階において、基礎学力を保障するため、特に学力不十分な子供への個別サポートの充実、学習が遅れがちな中学生等に向けた補習事業等の取組を推進する。

既存の学校教育の枠組みになじめない子供に対しては、小中学校段階における学力を身に付ける機会の提供を一層推進する。

(高校教育の質の保証)

希望する全ての子供が高校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行うとともに、教育の質の保証を図る。

また、生徒の実態に応じ、小中学校段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けるなど学び直しを推進する。

(学校教育の情報化の推進)

情報通信技術を活用して、子供同士が教え合い学び合うなど、双方向で分かりやすい授業の実現、教職員の負担の軽減、児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える。

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を越えた多様な価値観と社会の様子を学ぶとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになるための支援を充実させる。

③ 大学教育等の充実

(教育内容の充実)

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、学生の主体的な学修を重視し、質の高い教育の展開を支援する。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用

の在り方を学ぶ機会を増やす。さらに、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための生涯学習の取組を促す。

(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保

① 健康教育の推進と健康の確保・増進等

(健康教育の推進)

心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図る。

(思春期特有の課題への対応)

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び児童・生徒における痩身傾向児の割合を減少させることを目標として、各種の取組を推進する。

(妊娠・出産・育児に関する教育)

妊娠や出産、育児などに関する正しい理解を促すため、児童・生徒から社会人に至るまで、家庭、学校、地域において、教育や情報提供に係る取組を充実させる。

また、中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に子供と触れ合い、遊び、更に進んで世話をするといった体験活動を推進する。

(10代の親への支援)

10代で親になる者に対し、出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談、支援の整備を進める。

(安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等)

「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）に基づき、安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進する。

② 子供・若者に関する相談体制の充実

(相談窓口の広報啓発等)

子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、子供・若者に対し各種相談窓口についての広報啓発を行うとともに、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解を促進するなどして、自ら考え自らを守る力を育成する。

(子ども・若者総合相談センターの充実)

地方公共団体において、子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）の機能が確保されるよう、優良事例の紹介や関係者への研修を通じた支援を行う。

(学校における相談体制の充実)

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進する。

(地域における相談体制の充実)

地域において、子供の発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や医療機関による対応の充実を図る。

また、未成年が消費生活問題・トラブルに巻き込まれることもあることから、消費生活相談の周知を行う。

(いじめ防止対策等)

学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や教育センターや医療機関などの関係機関等と連携した取組等を推進する。

いじめによる被害少年の精神的被害を回復するために特に必

要な場合には、保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等によりカウンセリング等の継続的な支援を行う。

(暴力対策等)

問題行動を起こす児童・生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、スクールサポーターや学校警察連絡協議会等の活性化を通じて、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進する。

③ 被害防止のための教育

(被害防止のための教育)

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして安全教育を推進する。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図る。

メディアリテラシーを身に付け、情報モラルを養うことを推進する。特に、いわゆるリベンジポルノの被害の発生を未然に防止するための教育や啓発活動を推進する。

労働法等労働者の権利に関する知識を身に付けるための教育や啓発活動を推進する。

消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進する。特に、成年と未成年が混在する大学等においては、消費者の権利と責任が大きく変化することも踏まえ、学生の持つ様々な側面に応じ、大学等として積極的に消費者教育に取り組むことを促す。

(3) 若者の職業的自立、就労等支援

① 職業能力・意欲の習得

(キャリア教育の推進)

子供・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実させる。その際、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。また、大学・専修学校等における、地域や産業界の各種団体を始めとする社会と連携・協力したキャリア教育の体制構築を支援する。

(能力開発施策の充実)

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や求職者支援訓練を実施する。

また、若者のキャリア形成に資するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとしてジョブ・カードの普及促進を図るとともに、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供する。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進する。

② 就労等支援の充実

(新卒者等に対する就職支援)

新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等による担当者制の個別支援、各種セミナーを開催するとともに、大学・専修学校等との連携による学校への出張相談など、就職に向けたきめ細かな支援を行う。

(職業的自立に向けての支援)

わかものハローワーク等において、フリーター等の若者に対

して、担当者制による個別支援により、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫したきめ細かな支援を行う。また、若年者地域連携事業においても、地域の実情に応じた就職支援メニューをジョブカフェにおいて実施し、フリーター等の安定した雇用の実現を目指す。

(非正規雇用対策の推進)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進する。

(若者雇用促進法の施行による就職支援)

若者が、充実した職業人生を歩んでいくためには、社会の入口である新規学校卒業段階でのミスマッチを解消していくことが重要である。そのため、青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づき、新卒者の募集を行う企業が幅広く職場情報を提供する仕組み、一定の労働関係法令違反の求人者についてハローワークで新卒求人を受理しない仕組み等の着実な実施を推進する。

(若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進)

若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、監督指導等を実施する。

(4) 社会形成への参画支援

(社会形成に参画する態度を育む教育の推進)

社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進する。

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。

(ボランティアなど社会参加活動の推進)

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援する。

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

(1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

(子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築)

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見直し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、子ども・若者支援地域協議会（以下この項目において単に「協議会」という。）の地方公共団体における整備を推進するとともに、地域の関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、協議会に参画することを推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横

のネットワーク」を機能させる。

とりわけ、協議会と児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携することで、18歳以降の若者に対しても継続的に支援を行うとともに、支援が必要な子供・若者の情報を協議会で共有することで、構成機関等において切れ目なく適切な支援を提供できる体制を整備する。

（アウトリーチの充実）

困難を有する子供・若者に対しては、関係機関等の施設はもとより、住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要である。このため、アウトリーチ等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。

（2） 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

（ニート等の若者の支援）

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進する。

（ひきこもりの支援）

ひきこもりの一次的な相談窓口であるひきこもり地域支援センターや精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等において相談・支援を行う。

（不登校の子供・若者の支援）

未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の整備を進める。

（高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援）

地域若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、効果的な支援を行う。

② 障害等のある子供・若者の支援

（障害のある子供・若者の支援）

障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者権利条約の理念を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のために、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進するとともに、障害のある子供・若者が継続的にスポーツ活動や文化芸術活動を実施できる環境整備を推進する。

さらに、障害のある子供・若者が、身近な地域で安心して生活できるように在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。

（発達障害のある子供・若者の支援）

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、発達障害者支援センターを核とした地域支援体制の強化を推進する。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進する。

発達が気になる段階からの支援や、学校、相談支援事業所等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害教育情報センター、発達障害情報・支援センター等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図る。

（障害者に対する就労支援等）

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した障害者就労支援チームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。あわせて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保する。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図る。

また、就労継続支援B型事業所（旧授産施設）等で働く障害のある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図る。

（障害者に対する文化芸術活動の支援）

障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等の推進、障害者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等への支援を通じ、障害者等の文化芸術活動の充実を図る。

（慢性疾患を抱える児童等や難病患者の支援）

小児慢性特定疾病児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援等、都道府県等が行う事業の促進を図る。

また、疾病児童等については移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して就労支援を引き続き実施する。

③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

（総合的取組）

更生保護サポートセンター、法務少年支援センター（少年鑑別所）やサポートチームの活用等により、少年の非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進する。また、学校問題解決支援チームや学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、子ども・若者支援地域協議会などの活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

（非行防止、相談活動等）

少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等を推進する。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族等からのSOSを受け止め、適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携・協働による取組を推進する。

民間ボランティアと連携しつつ街頭補導活動に取り組むとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進する。

暴走族を始めとする非行集団等の集団的不良交友関係については、その実態を把握し、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援を行うなど、その解消に向けた対策を推進する。

法務少年支援センター（少年鑑別所）は、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談等に応じるほか、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うなど、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を推進する。

（薬物乱用防止）

子供・若者による危険ドラッグを含む薬物の乱用防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催や大学入学時等のガイダンスにおける啓発の強化など、子供・若

者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図る。

また、子供・若者の育成に携わる者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図る。

刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図る。加えて、相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進する。

(加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮)

加害少年に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。また、加害少年のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者への配慮に努める。

(施設内処遇を通じた取組等)

少年鑑別所においては、鑑別対象者の資質上及び環境上問題となる事情を調査するとともに、その者が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護処遇を充実、強化する。

少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努める。

少年院在院者の保護者等に対する実効性のある指導・助言を行う。

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

(社会内処遇を通じた取組等)

保護観察中の少年に対し、介護補助や奉仕活動等の地域の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感や社会性を向上させる社会貢献活動を実施するなどして処遇の強化を図るとともに、そのために必要となる体制の充実に努める。

保護観察に付されている少年の保護者等に対して、保護者会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛ける。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進するとともに、更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図る。

社会全体で非行から立ち直った少年を見守り、その健全な育成を支援する気運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携・協働して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直し支援を推進する。

④ 子供の貧困問題への対応

(教育の支援)

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進、義務教育段階の就学援助、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学金給付金制度等による高校生への修学支援、大学生等への授業料減免や無利子奨学金の充実など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で、教育費の負担軽減に取り

組む。

また、学校を貧困対策のプラットフォームとして位置付け、教職員等の指導體制の充実、公立学校等へのサポートスタッフの配置、多様な学習を支援する高等学校への支援による学校教育における学力保障・進路支援、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置、家庭教育支援チーム等による支援の充実、経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等を対象とした情報通信技術の活用等による原則無料の学習支援(地域未来塾)の充実、放課後子供教室の充実、コミュニティ・スクールの導入促進、地域と学校の連携・協働の推進による地域における学習支援に取り組む。

さらに、夜間中学校の設置促進、青少年教育施設における規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための体験活動の充実に取り組む。

加えて、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象とした学習支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

(生活の支援)

生活保護受給者に対して就労による経済的自立を支援するとともに、生活困窮世帯の子供やその保護者に対して、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき包括的な支援を行う自立相談支援事業や家計相談支援事業等による支援を実施し、必要に応じて適切な関係機関につなぐ。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等に、行政の支援が確実につながるようにするため、相談窓口へのアクセスの向上を図るとともに、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制の整備を推進する。さらに、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境整備を図る。また、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

(保護者に対する就労の支援)

ひとり親が看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に支給する高等職業訓練促進給付金など、知識技能の習得に係る給付金を充実するほか、ひとり親について試行就業から長期雇用につなげる道を広げるため、企業に対する助成金の拡充と活用促進を行う等、各種就業支援策を推進する。また、子育てと就業の両立のため、保育所等の優先利用を推進する。

ひとり親や生活困窮者・生活保護受給者の就労支援については、就労支援員等による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(住宅の支援)

特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯の居住の安定を確保するため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、空き家を活用した子育て世帯向けの賃貸住宅の整備や子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化への支援等を行う。

(経済的支援)

母子父子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当及び公的年金制度による遺族年金を支給する。また、ひとり親家庭の最低限度の生活を保障するため、生活保護の母子加算の支給などにより、必要な保護を行う。ひとり親家庭の自立を助けるための貸付制度を設けるほか、児童扶養手当の機能の拡充を図る。

(調査研究等)

子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する実態等の把握・分析を行い、その成果を対策に生かしていくよう努めるほか、子供の貧困に関する新たな指標を開発するため調査研究に取り組む。

また、国内外の調査研究の成果等の情報の収集・蓄積を行うとともに、地方公共団体が地域の事情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう必要な情報提供に努める。

(官公民の連携した取組)

官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進し、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備や、民間資金による基金を活用し、草の根で支援を行うNPO等に対して支援を行うなど、国民運動事業の展開、充実を図る。

また、子供の貧困対策に係る取組の実効性を高めるため、地方公共団体等を通じた支援を行う。

⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援**(自殺対策)**

日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっているなど深刻な状況に鑑み、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するなど、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、自殺を防ぐ体制の充実を図る。

(外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等)

外国人の子供や帰国児童生徒が、就学の機会を逸することのないように、円滑な就学を目指した就学支援を行う。

また、公立学校の受入体制や日本語指導の体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな適応支援や日本語指導の充実を図る。

(定住外国人の若者の就職の促進等)

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施する。

(性同一性障害者等に対する理解促進)

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子供・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施する。

(3) 子供・若者の被害防止・保護**① 児童虐待防止対策****(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応)**

児童虐待の発生予防のため、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチを積極的に行うことや、支援を要する妊婦を把握し、妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを構築すること等により、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に見発・減らすよう努める。

また、児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初動対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を図る。

(社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり)

虐待を受けた子供など社会的養護が必要な子供をより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等や里親・小規模居住型児童養育事業(ファミリーホーム)への委託の推進を図る。また、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、親子関係再構築を円滑に進めるための支援を行う。さらに、自立に向けた生活支援や相談支援など、児童養護施設退所者等へのアフターケアの充実を図り、心の拠り所となる居場所づくりを推進する。

② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策**(子供・若者の福祉を害する犯罪対策)**

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等を根絶するため、社会全体に対して広報啓発を行うとともに、サイバー補導を推進する。特に、被害児童の早期発見と被害の拡大防止を図るため、厳正な捜査及び適切な処理を行うとともに事件広報など情報発信を積極的に行い大人社会に警鐘を鳴らす。

特に、児童ポルノ排除対策については、「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定)に基づく総合的な対策を実施する。

また、近年、新たな形態が出現している、少年の性を売り物とする営業については、その実態把握に努め、これらの営業において稼働している少年に対する補導を行うとともに、各種法令を適用して取締りを積極的に推進する。

(犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応)

犯罪の被害を受けた子供・若者や、その兄弟姉妹を含む家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して相談、訪問活動や環境調整等の支援を実施する。

3 子供・若者の成長のための社会環境の整備**(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築****① 保護者等への積極的な支援****(家庭教育支援)**

地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員等から構成される家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(養育の多様化への支援)

養親子などの養育の多様化に配慮した支援の充実を図る。

② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働**(学校と地域が連携・協働する体制の構築)**

複雑化・多様化する学校の課題に対応するとともに、子供たちに必要な資質・能力を育むため、学校のマネジメントを強化し、学校において教員が心理や福祉等の専門家と連携・分担する「チームとしての学校」としての体制を整備するとともに、学校と地域が連携・協働して学校を核とした地域づくりを推進し、社会総掛かりで教育を進める体制を構築する。

③ 地域全体で子供を育む環境づくり**(放課後子ども総合プランの推進)**

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全小学校区で放課後児童クラブと

放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指して、計画的な整備を進める。

(中高生の放課後等の活動の支援)

地域における中学生・高校生の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供する。

また、中学生や高校生を対象に、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、放課後や土曜日等に学校・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組む様々な仕組みづくりを推進し、学校と地域が一体となった取組を支援する。

(地域で展開される多様な活動の推進)

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

(体験・交流活動等の場の整備)

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備する。また、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境を整備する。

④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり)

学校や通学路等の安全点検を実施するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進する。

また、自然災害に対して、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全する砂防堰(えん)堤等の土砂災害防止施設の重点的な整備や、土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に基づき市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達等に関する事項を定める等のソフト対策等を推進する。

(2) 子育て支援等の充実

(子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組)

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度を着実に実施・運用することにより、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

また、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てるとともに、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保する。

(3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)」(平成27年7月30日子ども・

若者育成支援推進本部決定)に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化する。

また、新たな技術、サービスや利用実態等を把握し、新たな問題等に対しては、官民連携して、迅速に取り組む。

(ネット依存への対応)

ネット依存の傾向が見られる青少年に対しては、青少年教育施設等を活用した自然体験や宿泊体験プログラムなどの取組を推進する。

(性風俗関連特殊営業の取締り等)

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行う。

(酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止)

酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を要請する等、関係業界への働き掛けを行う。法令違反については、所要の捜査及び適正な処分を行う。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

長時間労働を是正し、大人自身が遊び心、心の余裕を持って生活ができるなど、家族との充実した時間や自己啓発、地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

4 子供・若者の成長を支える担い手の養成

(1) 地域における多様な担い手の養成

(民間協力者の確保)

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させる。

ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組む。

子供や若者の体験活動を育む体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修を推進する。

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進める。

(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)

同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの導入を推進し、相談・支援を充実させる。

非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行うとともに、非行少年を生まない社会づくりに資する学生ボランティアの能力向上のための研修等の実施を促進する。

(2) 専門性の高い人材の養成・確保

(総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成)

相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO等の職員を対象に、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子供・若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施する。

(教員の資質能力の向上)

教員の資質能力の総合的な向上方策の検討を行い、養成、採用、

研修の各段階を通じた体系的な施策を充実させ、使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保する。

(医療・保健関係専門職)

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行う。

(児童福祉に関する専門職)

保育士、児童福祉司など児童福祉施設や児童相談所の職員について、必要な体制の確保に努めるとともに、研修を充実させ、専門性の向上を図る。

(思春期の心理関係専門職)

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行う。

矯正施設の心理関係専門職に対する各種研修を充実させ、専門性の向上を図る。

(少年補導や非行少年の処遇に関する専門職)

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図る。

5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

(1) グローバル社会で活躍する人材の育成

(自国の伝統・文化への理解促進等)

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育む。

(外国語教育の推進)

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育の小学校における早期化・教科化や中・高等学校における高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的な強化を図る。

(海外留学と留学生受入の推進等)

民間とも協力し、意欲と能力のある若者全員に海外への留学機会を付与するための支援を充実させる。また、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するため、留学の動機付けから大学等での受入れ、就職など卒業後の進路に至るまでの受入れ環境の充実を図る。

グローバル化に対応した大学の体制強化と教育の質の保証に向けた取組を支援する。また、高校段階から、様々な国際舞台で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、スーパーグローバルハイスクールを推進する。

(海外子女教育の充実)

在外教育施設への教員派遣の拡充など、在外教育施設における質の高い教育環境を充実させ、即戦力となるグローバル人材を育成する。

(オリンピック・パラリンピック教育の推進)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する市民フォーラムの開催やパラリンピック競技体験などを通じた共生社会への理解促進などを行うオリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成する。

(国際交流活動)

若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘(へい)・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。

(2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成(理数教育の推進)

児童・生徒の科学技術、理科・数学・算数への関心を更に高め、また、優れた素質を発掘し才能を伸長させるため、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールや、各学校段階における力試し・切磋琢磨の場を設けるなどの取組を支援する。

(起業家の育成)

大学院生や若手研究者を中心とした受講者が起業家マインド、事業化ノウハウ、課題発見・解決能力及び広い視野等を身につけることを目指し、受講者の主体性を生かした実践的な人材育成の取組への支援を行う。

(起業支援)

30歳未満で新規開業しておおむね7年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援する。

(3) 情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成(情報通信技術人材の育成)

大学等において、産学連携により企業等の実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践教育を推進し、情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成する。

(4) 地域づくりで活躍する若者の応援

(若者による地域づくりの推進)

地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出するために、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化する。

地方大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携により、地方における雇用の創出、若者の定着に向けた取組を促進する。

都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該過疎地域等への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりを図る。

(5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成(次世代競技者の育成)

各競技における国内外強化合宿の実施や有望な選手等の海外派遣など、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘・育成・強化などの取組を戦略的に実施する。

(新進芸術家等の育成)

才能豊かな新進芸術家等を対象として、公演出演や展覧会出展などの機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修を実施することを通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。

(6) 社会貢献活動等に対する応援

(内閣総理大臣表彰の創設)

地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設する。

第4 施策の推進体制等

(1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

(調査研究)

子供・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、成育環境、非行、社会的自立の状況等に関する子供・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進する。

その際、年齢、性別、学歴等属性別に実態把握を進めるとともに、子供・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学際的・国際的な調査研究の充実を図る。

また、少年非行について、非行少年の実態及び再非行に係る要因等を明らかにし、再犯防止、社会復帰の在り方の検討に資する基礎資料を提供するための研究を実施する。

(2) 広報啓発等

(広報啓発・情報提供等)

子育て支援、体力の向上、子供・若者の人権尊重、自殺予防、防犯、非行防止・更生その他困難を有する子供・若者の支援など子供・若者育成支援に関して、強調月間の設定や民間主体との連携・協力等による広報啓発や情報提供の実施、あるいは表彰事業の実施などを通じて、国民の理解・協力を促進する。また、児童の権利に関する条約の趣旨にのっとった取組がなされるよう、条約の内容について普及を図る。

さらに、各種の情報が子供・若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう、子供・若者向けの情報提供を実施する。

上記のほか、子供・若者育成支援施策に係る情報を適時適切に公開する。

(保護者を含む大人に対する啓発)

社会全体で子供・若者を守り育てるという原点に立ち返り、子供・若者の健全な育成を支援するため保護者を含む大人が、自らの行動を通じて、次代を担う子供に正義感や倫理観、思いやりの心を育み、社会の一員として役割と責任を果たしていくべきことを伝えていくよう啓発を行う。

(国民運動等の取組の推進)

地方公共団体、学識経験者、民間の関係者等と連携・協力して、子供・若者育成支援に取り組むことができるよう国民運動として気運の醸成等に努める。

(家族や地域の大切さ等についての理解促進)

「家族の日」や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進する。

(3) 国際的な連携・協力

(国際機関等における取組への協力)

国連等の国際機関における子供についての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進する。

(情報の収集・発信)

諸外国の子供・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の施策について、諸外国に向けた情報発信を行う。

(4) 施策の推進等

(国の関係機関等の連携・協働の促進)

本大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

また、地方公共団体との間でも、緊密な連携・協力を図る。

(審議会等の委員構成への配慮)

子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子供・若者の意見も積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮する。

(地域における取組の推進)

地域において子供・若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図る。

(関係施策の実施状況の点検・評価)

本大綱に基づく子供・若者育成支援施策の実施状況について、有識者や子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う。

(大綱の見直し)

本大綱については、おおむね5年を目途に見直しを行う。

3. 語句説明

あ行	
愛の手帳	知的障害のかたに交付される手帳のこと。東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当するかたに、障害の程度によって1度から4度の区分で交付される。この手帳を持つことで各種の手当や制度を利用することができる。
アウトリーチ	医療や社会福祉の領域において、予防的な支援や介入的な援助が必要な場合、援助者が被援助者のもとへ出向き、具体的な支援を提供すること。
インターンシップ	学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。
か行	
国際アート・カルチャー都市	安全・安心な都市空間の中で、誰もが多様な文化を享受し合い、世界中の人々を魅了するにぎわいあふれるまちの姿。「芸術文化」という言葉で一般的にイメージされる枠組みを超え、伝統的な文化から先端的な文化まで、衣食住に関わる生活文化からハードな都市づくりまでも含み、アートの持つ想像力・創造力でまちづくりを展開し持続発展していく、豊島区が目指す都市像。
子ども・若者	各種法令による子ども・若者の年齢区分 P.88参照
子どもの貧困率	17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない世帯で暮らす子どもの割合。「貧困線」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得*を世帯員数の平方根で割ったもの）の中央値の半分の額。 *「可処分所得」とは、収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入
コミュニティソーシャルワーカー	個別支援を通じて地域のニーズや課題を発見し、地域の事態把握を行いながら、住民主体による地域活動の支援や地域ネットワークの形成、新たな支えあいの仕組みづくりにあたる専門職。略称CSW。
さ行	
里親	保護者のいない児童や、保護者がいてもさまざまな事情で一緒に生活することができない児童を自分の家庭に迎え入れ養育する人。
若年無業者(ニート)	(Not in Education, Employment or Training) 15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人。また、そのうち、就業を希望していない、または就業を希望しているが求職活動をしていない人をいう。
人権擁護委員	法務大臣が委嘱する民間のボランティアで、地域住民から人権相談を受け、問題解決の支援をしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行う人々のこと。
スクールカウンセラー	臨床心理士や精神科医師等、臨床心理の専門的知識・技術を有するかたで、区内の小・中学校に派遣され、児童・生徒の悩みごとの相談に応じるほか、保護者や教員に対しても相談を行っている。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有するかたのほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があるかたが、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、また保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動等を行っている。
青少年育成委員会	地域における青少年の健全な育成を図ることを目的とした地域の自主的な組織。旧出張所行政区域を単位（12地区）として設置されている。
セーフコミュニティ	「WHOが推奨する、安全・安心まちづくりの国際認証制度のこと。「すでに完全に安全な状態である」コミュニティでなく、「体系だった方法によって安全の向上に取り組んでいる」コミュニティを指す。
た行	
中高生センタージャンプ	主な利用対象者を中高生等とした児童厚生施設(児童館)。中高生が自主的に音楽、芸術、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換、ボランティア活動を行う場。

な行	
日本創成会議	10年後の世界・アジアを見据えた日本全体のグランドデザインを描き、その実現に向けた戦略を策定すべく、産業界労使や学識者など有志が2011年5月に立ち上げた組織。日本の諸システムの総点検を行い、国民の立場から新しい日本を創るための提言を発信し、国民的議論を興す。
ネット依存	インターネット依存症の略で、インターネット（スマートフォンを含む）の使用を自分の意志でコントロールできない状態のこと。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
ひきこもり	さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。
フィルタリング	インターネット上にある性的あるいは反社会的な情報を含んだサービスやサイトを一定の基準に基づいて選別し、青少年の利用する携帯電話やWebブラウザから閲覧できないようにする機能のこと。
不登校	何らかの心理的、精神的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。
フリーター	定職に就かず、アルバイトなどで生活費を得ている人。 内閣府の定義では、15～34歳までの学生と主婦を除く若者のうち、正社員以外で働く人と、働く意志はあるが無職の人。
プレーパーク	従来の公園と違い、子どもたちが、安全に、自由に自然に親しみ、自分たちの想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場。
保護司	保護司法に基づき法務大臣の委嘱を受け、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。保護観察対象者の指導や生活環境の調整、犯罪予防活動などに取り組んでいる。
母子健康包括支援センター	平成28年児童福祉法等の改正に伴い、市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとされた。妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁減する。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は厚生労働大臣より委嘱を受け、区の保健福祉関係機関や東京都児童相談センターと連携しながら、担当区域内の生活に困っている方、高齢者、心身に障害のあるかた、ひとり親家庭や身寄りのない児童など、日常生活の諸問題について相談に応じ、支援を行う。また、児童委員も兼ね、地域における児童福祉活動の推進者としても活動している。
メディアリテラシー	情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。
ら行	
リノベーション	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。これは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」をも好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会をつくる基盤として重要とされる。
ワンストップ	複数の部署・庁舎・機関にまたがっていた行政手続きを、一度にまとめて行えるような環境のこと。

アルファベット	
AIDS	ヒト免疫不全ウイルス (HIV) が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす疾患のこと。
DV、デートDV	「DV (ドメスティック・バイオレンス)」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間における暴力のこと。なぐる、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係やメールの内容を細かく監視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」なども含まれる。特に、高校生や大学生などの若年層における交際相手からのDVを「デートDV」という。
NPO	(Non-profit Organization の略) ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。株式会社などの営利企業とは違い、「利益追求のためではなく、社会的な使命 (ミッション) の実現」を目指して活動する組織や団体のこと。
LGBT	Lesbian (レズビアン)(女性同性愛者)、Gay (ゲイ)(男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル)(両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー)(生物学的な性別と違う性別で生きたい人) の頭文字で、性的少数者の総称として使われることが多い。

【各種法令による子ども・若者の年齢区分】

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳、女満16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	〔法律上は規定なし〕 ※青少年雇用対策基本方針（平成28年厚生労働省告示第4号）において、「35歳未満」としている。
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
(参考)		
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

豊島区子ども・若者計画

平成 29 年 (2017 年) 3 月

発行：豊島区 子ども家庭部 子ども課

〒 171-8422 豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号

電話 (03) 4566-2471

ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp>
